

## 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議の検討経緯

**(令和2年度～令和3年度)****第20回（令和3年2月18日）～第25回（令和4年3月30日）**

○令和4年3月30日「職業実践専門課程の充実に向けて」をとりまとめ。

（主たる内容）

- ・ 職業実践専門課程の充実（「専門士」の認定を職実の認定要件とする、都道府県・企業への理解促進 等）
- ・ 職業教育のマネジメント（研修の充実、育成する人材像の明確化 等）

**(令和4年度～令和5年度)****第26回（令和4年9月29日）**

○今期扱うアジェンダについて

**第27回（令和4年12月15日）**

○大学設置基準の改正を受けた専修学校設置基準の在り方

○留学生の卒業後の定着促進に係る現状把握と意見交換（佐藤委員ヒアリング、多委員ヒアリング）

**第28回（令和5年3月30日）**

○「資格枠組み」における位置づけに係る現状把握と意見交換（野田委員ヒアリング）

○留学生の卒業後の進路と教育の質保証について

○とりまとめ（令和4年3月30日）の対応状況について など

**第29回（令和5年7月4日）**

○「専修学校振興構想懇談会専門学校検討部会」報告書の報告と意見交換（吉本委員及び関口東京都専修学校各種学校協会副会長ヒアリング）

○留学生の卒業後の進路と教育の質保証について

**第30回（令和5年11月9日）**

○「分野」の考え方について

○まとめの方向性、これまでいただいたご意見など



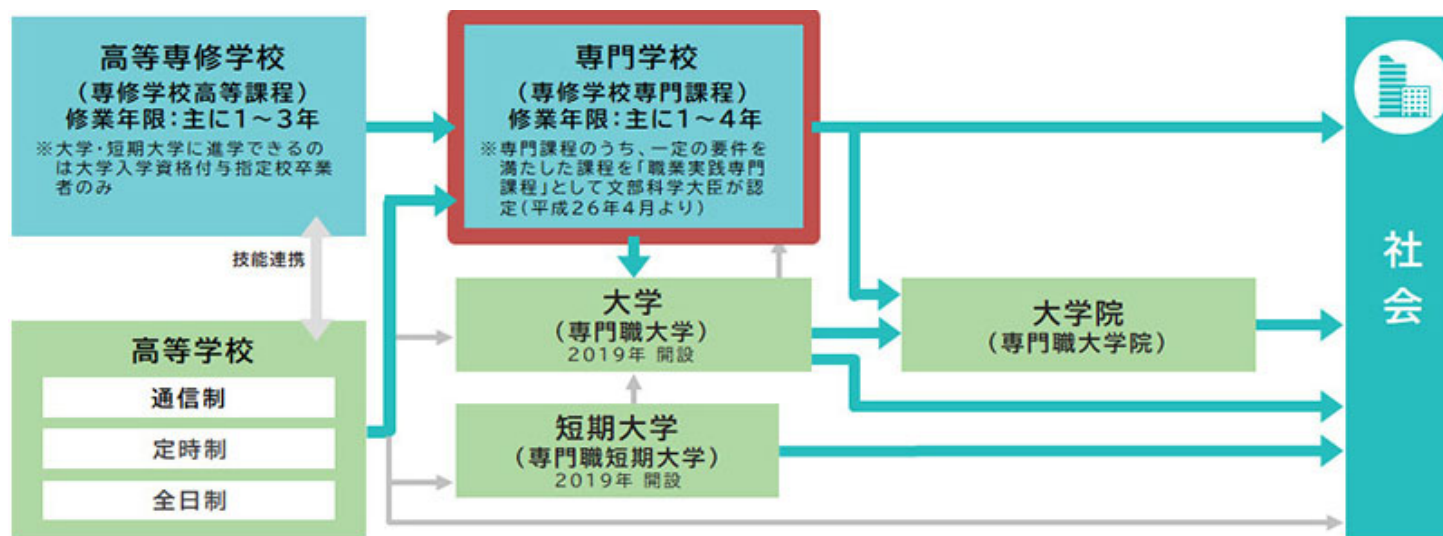
# 専修学校制度の概要

# 専修学校の現状

## ◆ 専修学校の特徴

- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、エッセンシャルワーカーを輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

## ◆ 専修学校の制度的位置づけ



## ◆ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	386校	33,150人
専門課程	2,693校	555,342人
一般課程	140校	19,459人
総計	※ 3,020校	607,951人

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）  
※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

## ◆ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	21.9%	57.7%	3.4%

出典：令和5年度学校基本統計（令和5年5月1日現在）

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。  
※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。

# 専門学校の現状について

## 学校教育法上の位置付け

- 学教法第124条に基づく、教育課程や教員体制の自由度の高い学校。
- 都道府県が所轄庁として設置認可。補助は都道府県単独（国の経常費補助はなし）

## 修了者の称号、進学資格

### 【2年課程】

- 専門士の称号（H7～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で6,681学科（約92%））の修了者  
※認定の主な要件…①修業年限2年以上、②授業時数1,700時間以上、③試験等による成績評価
- 大学への編入学資格（H10～/法律）…修業年限2年以上・授業時数1,700時間以上の課程の修了者で、大学入学資格を有する者

### 【4年課程】

- 高度専門士の称号（H17～/大臣告示）…文部科学大臣の認定した課程※（現時点で478学科（約84%））の修了者  
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価
- 大学院入学資格（H17～/省令）…文部科学大臣の指定した課程※（現時点で504学科（約94%））の修了者  
※認定の主な要件…①修業年限4年以上、②授業時数3,400時間以上、③体系的な教育課程編成、④試験等による成績評価

## 職業実践専門課程

- 職業実践専門課程 … 企業との連携に取り組む学校を認定（H26～）。現時点で3,165学科（約43%）  
R4から、同課程に上乘せ補助を行う都道府県に特別交付税措置

## 高等教育の修学支援新制度

- 対象校は78.5%（全2,592校（※）のうち、対象校2,034校）（※）募集停止済み校除く。
- 支援対象人数は約7.5万人。数値は令和4年度実績 専門学校生のうち約29%が所得400万円未満であり、他の学校種と比べて受給率が高い。

## 学校数の推移

近年は毎年1%程度ずつ減（30校前後）。また、既に募集停止済みの学校が約100校

単位：校	H15	H25	R1	R2	R3	R4	R5
専門学校総数 (前年比増減)	2,962	2,811	2,805	2,779 (▲0.9%)	2,754 (▲0.9%)	2,721 (▲1.2%)	2,693 (▲1.0%)
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	—	1,967	2,009	2,033	2,034

【参考】大学数（※）大学院大学、短大除く。

単位：校	H15	H25	R5
大学数	693	752	783
修学支援新制度 の対象機関数	—	—	774

# 専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)の概要

## 1. 制度の創設

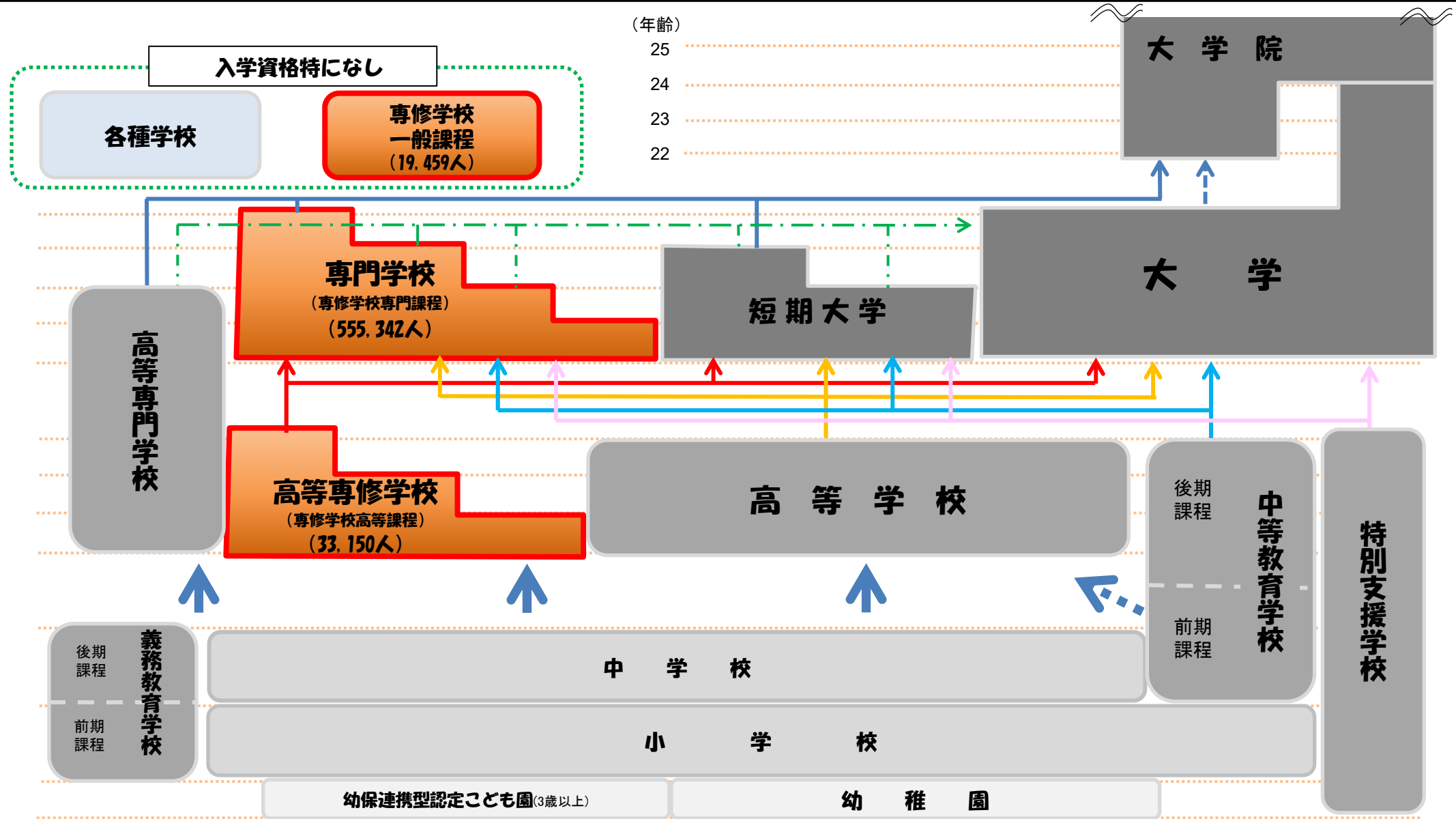
昭和51年1月11日

## 2. 目的、入学資格、設置基準

	専門課程 (専門学校)	高等課程 (高等専修学校)	一般課程
目的	高等学校等における教育の基礎の上に、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第3項)	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に 応じて、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。 (学校教育法第124条、第125条第2項)	高等課程又は専門課程の教育以外において、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第4項)
入学資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者</li><li>・修業年限が3年の高等専修学校を修了した者</li><li>・高等学校卒業者に準ずる学力が認められた者 (外国の学校教育の12年課程修了者、認定 在外教育施設の高等学校同等課程修了者 等)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者</li><li>・中等教育学校の前期課程を修了した者</li><li>・中学校卒業等と同等以上の学力があると認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定 在外教育施設の中学校同等課程修了者 等)</li></ul>	(無し)
設置基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・修業年限1年以上(学校教育法第124条)</li><li>・年間授業時数800単位時間以上(学校教育法第124条、専修学校設置基準第16~18, 20条)</li><li>・教育を受ける者が常時40人以上(学校教育法第124条)</li><li>・教員数が設置基準に定める数以上(専修学校設置基準第39,40条)</li><li>・教員が担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものであること。 (専修学校設置基準第41条各号(専門課程)、第42条各号(高等課程)、第43条各号(一般課程))</li><li>・目的、生徒数等に応じ、必要な校地、校舎、設備を備えること(専修学校設置基準第44条~第51条) 等</li></ul> <p>※設置する学科が昼間学科、夜間等学科、通信制の学科のいずれかにより、設置に必要な授業時数や教員数等は異なる。</p>		

# 専修学校（日本の学校体系における位置づけ）

○18歳人口に占める高等教育機関への進学率  
 大学57.7%、短期大学3.4%、専門学校21.9%（2023年度）



※人数は「令和5年度学校基本統計」より  
 ※高等学校等への進学率とは、中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校への進学者の比率

# 大学・短期大学・高等専門学校と、専門学校との比較

	専門学校 (専門課程を置く専修学校)	大学 (うち学部)	短期大学	高等専門学校
根拠	学校教育法第124条	学校教育法第1条	学校教育法第1条	学校教育法第1条
学校数	2,693校	783校	303校	58校
在籍学生数	555,342人 ※専門課程の在籍者数	2,632,775人	86,689人	56,576人
教育課程	専門学校(4年制) 120単位※1 専門学校(2年制) 60単位※2 (単位制による学科の場合)	124単位	2年制：62単位 3年制：93単位	167単位 (商船学科は練習船実習を除く 147単位)
助成	経常費：都道府県による補助（R4より、職業実践専門課程の上乗せ補助に対し特別交付税措置） 施設整備費：私学助成法第16条で同法第10条（施設費）を準用	経常費：私学助成法第4条 施設整備費：第10条（施設費）	経常費：私学助成法第4条 施設整備費：第10条（施設費）	経常費：私学助成法第4条 施設整備費：第10条（施設費）
修学支援新制度	○ (機関要件充足率：78.5%)	○ (機関要件充足率：98.3%)	○ (機関要件充足率：97.3%)	○ (機関要件充足率：100%)
卒業生の地位・称号	専門士（2年） 高度専門士（4年） (称号・大臣告示)	学士 (学位・法律)	短期大学士 (学位・法律)	準学士 (称号・法律)

(出典) 令和5年度学校基本統計

※1 一定の要件を満たす2年制以上の課程の修了者（大学入学資格を有する者）は大学への編入学が認められる（学校教育法第132条）。

※2 一定の要件を満たす4年制以上の課程で文部科学大臣の指定を受けたものの修了者は、大学院入学資格が認められる（約94%の学科が該当7  
学校教育法第102条及び学校教育法施行規則第155条）。

# 高等学校と高等専修学校の比較

	高等専修学校 (高等課程を置く専修学校)	高等学校
根拠	学校教育法第124条	学校教育法第1条
学校数	386校	4,791校
在籍学生数	33,150人 ※高等課程の在籍者数	2,918,501人
教育課程	修業年限 1年以上※1 授業時数 800単位時間×修業年限 (昼間学科の場合)	修業年限 3年 卒業単位 74単位
助成	経常費：都道府県による補助 施設整備費：私学助成法第16条において同法 第10条（施設費）を準用	経常費：私学助成法第9条 施設整備費：第10条（施設費）
高等学校等 就学支援金	○ (高等学校等就学支援金)	○ (高等学校等就学支援金)
卒業生の資格	大学入学資格※2	大学入学資格

(出典) 令和5年度学校基本統計

※1 55%が3年制。1～2年制の課程（45%）のほとんどが准看護、調理、理・美容系の学科。

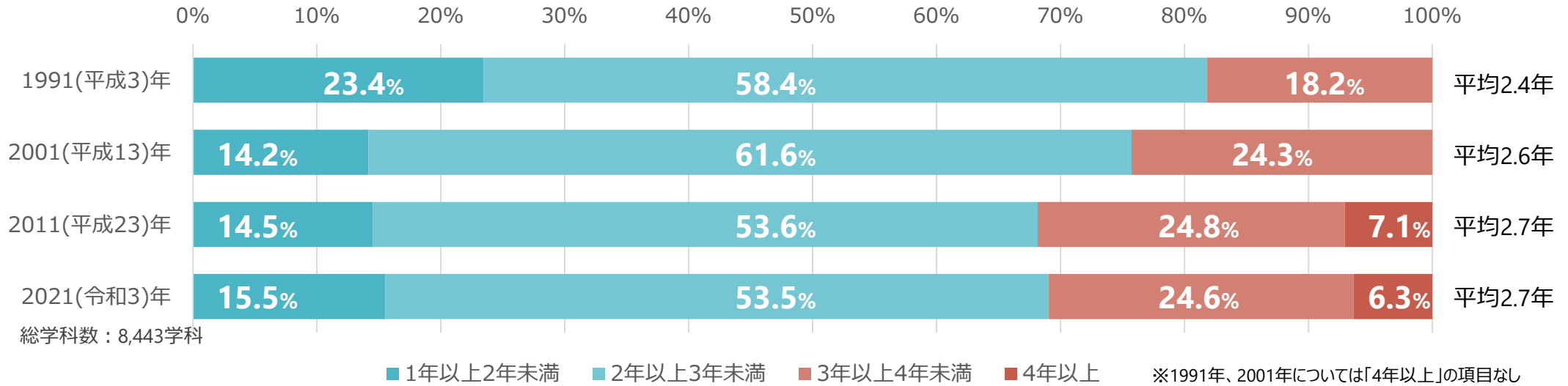
※2 修業年限が3年以上であること等の一定の要件を満たす課程で文部科学大臣の指定を受けたものに限る（3年制課程のほとんどが該当）。



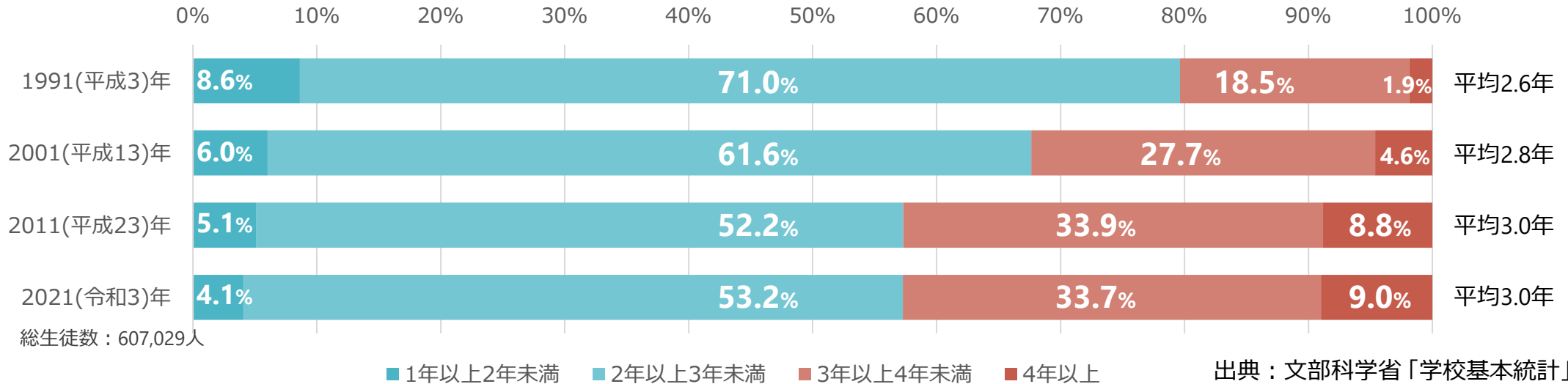
# 専修学校の修業年限別学科数等の推移

- 2011年頃まで修業年限が長期化する傾向。他方、2011年以降は横ばいまたは減少。
- 令和5年度における専門課程全学科の修業年限の平均は2.2年。

## 【専門学校】の修業年限別学科数



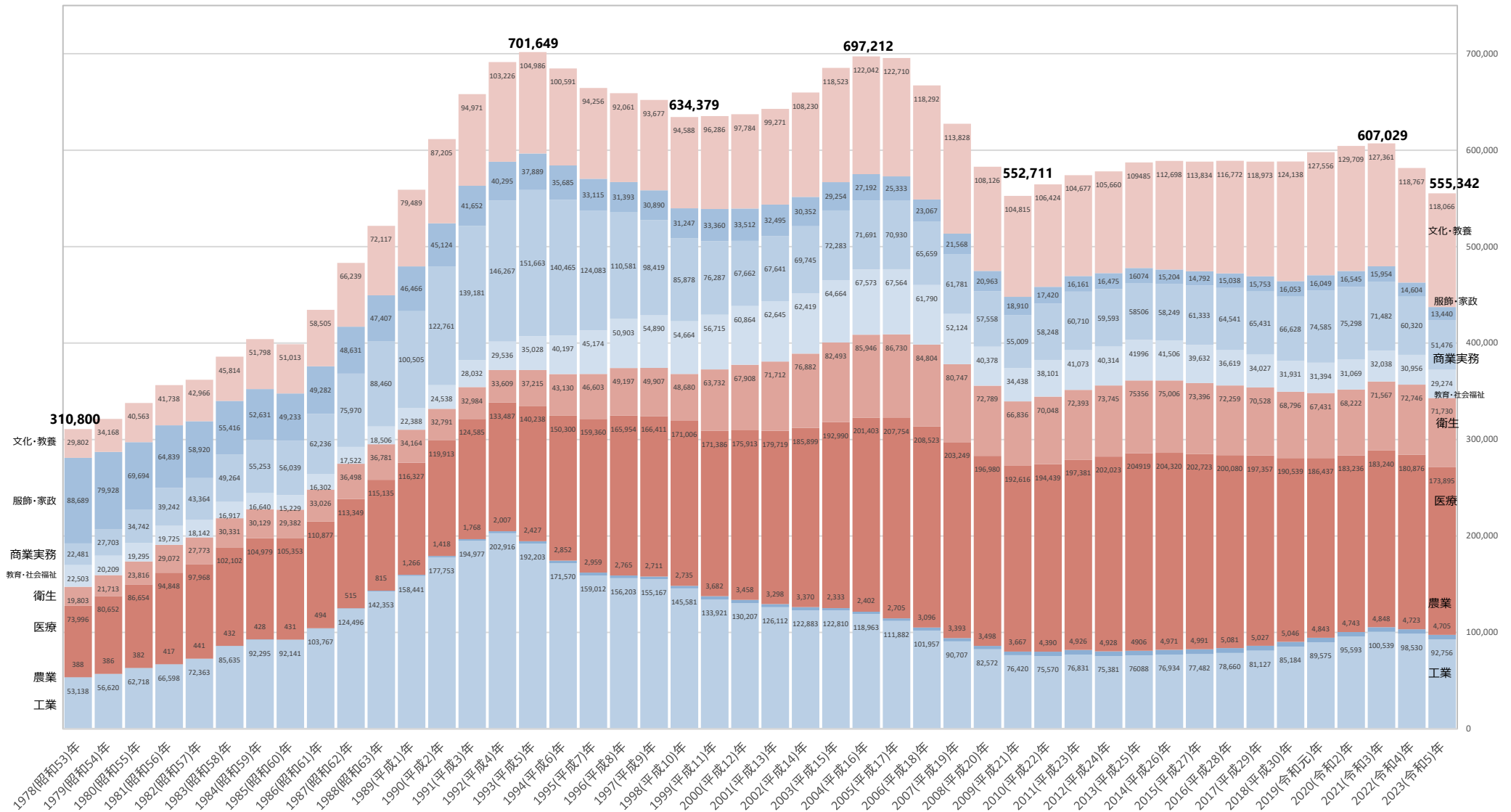
## 【専門学校】の修業年限別生徒数



出典：文部科学省「学校基本統計」

# 分野別生徒数の推移

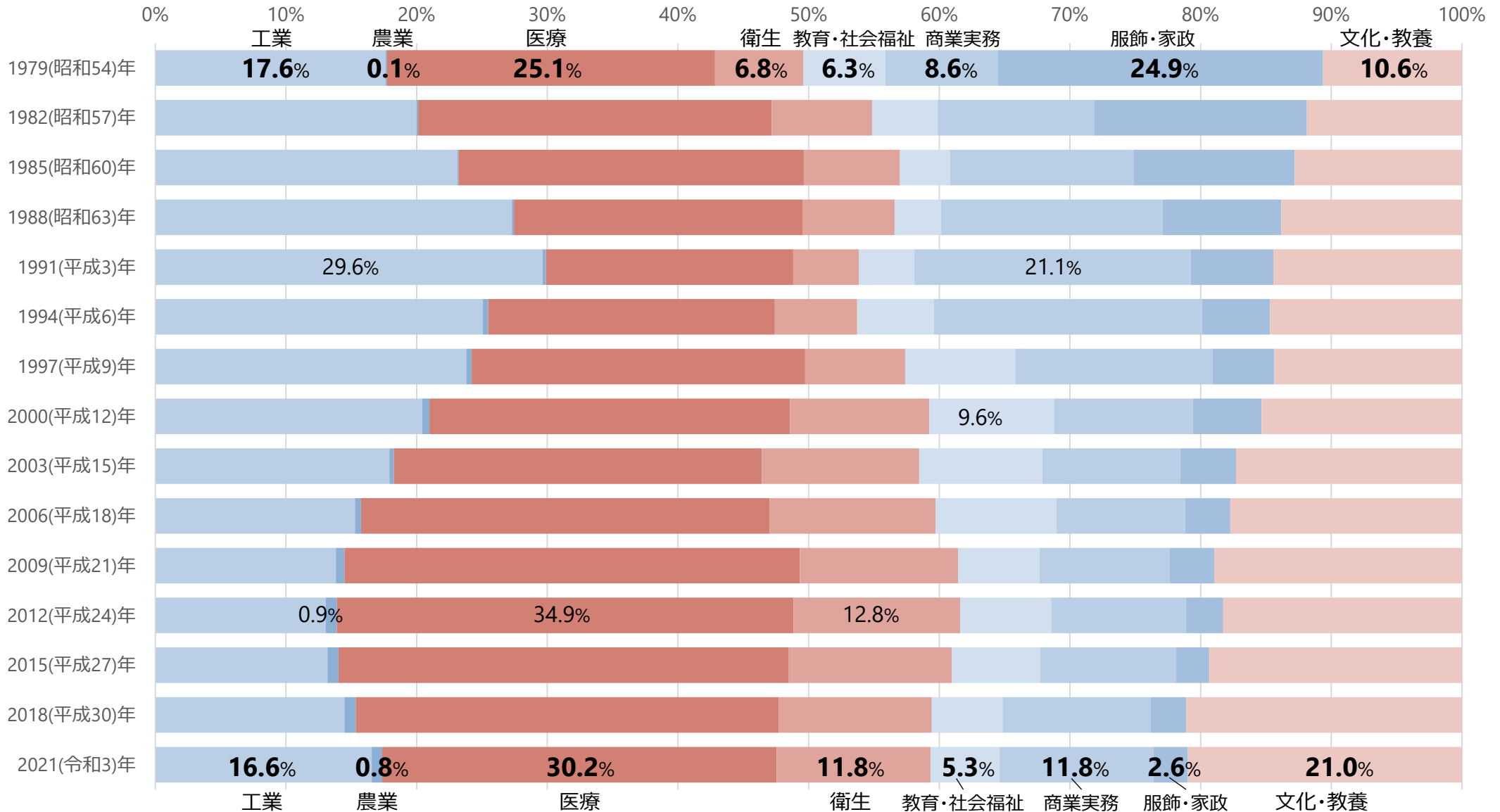
- 医療分野（看護、理学療法、作業療法、歯科衛生など）、衛生分野（理容、美容、調理など）、文化・教養分野（スポーツ、動物関係など）は概ね増加傾向。
- 工業分野（情報処理、自動車整備、土木・建築など）、教育・社会福祉分野（保育、介護など）は調査年による増減はあるが概ね横ばい。服飾・家政分野（和洋裁、ファッションビジネスなど）は専修学校制度が設立された昭和50年当初は大きな割合を占めていた。



出典：学校基本統計

# 分野別生徒数の割合の推移

- 医療分野（看護、理学療法、作業療法、歯科衛生など）、衛生分野（理容、美容、調理など）、文化・教養分野（スポーツ、動物関係など）は概ね増加傾向。
- 工業分野（情報処理、自動車整備、土木・建築など）、教育・社会福祉分野（保育、介護など）は調査年による増減はあるが概ね横ばい。服飾・家政分野（和洋裁、ファッションビジネスなど）は専修学校制度が設立された昭和50年当初は大きな割合を占めていた。



※総生徒数に占める分野ごとの生徒数の割合。 出典：学校基本統計

# 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

昭和51年  
制度発足

昭和57年  
私立学校振興助成法改正

平成18年  
教育基本法改正

令和5年7月現在

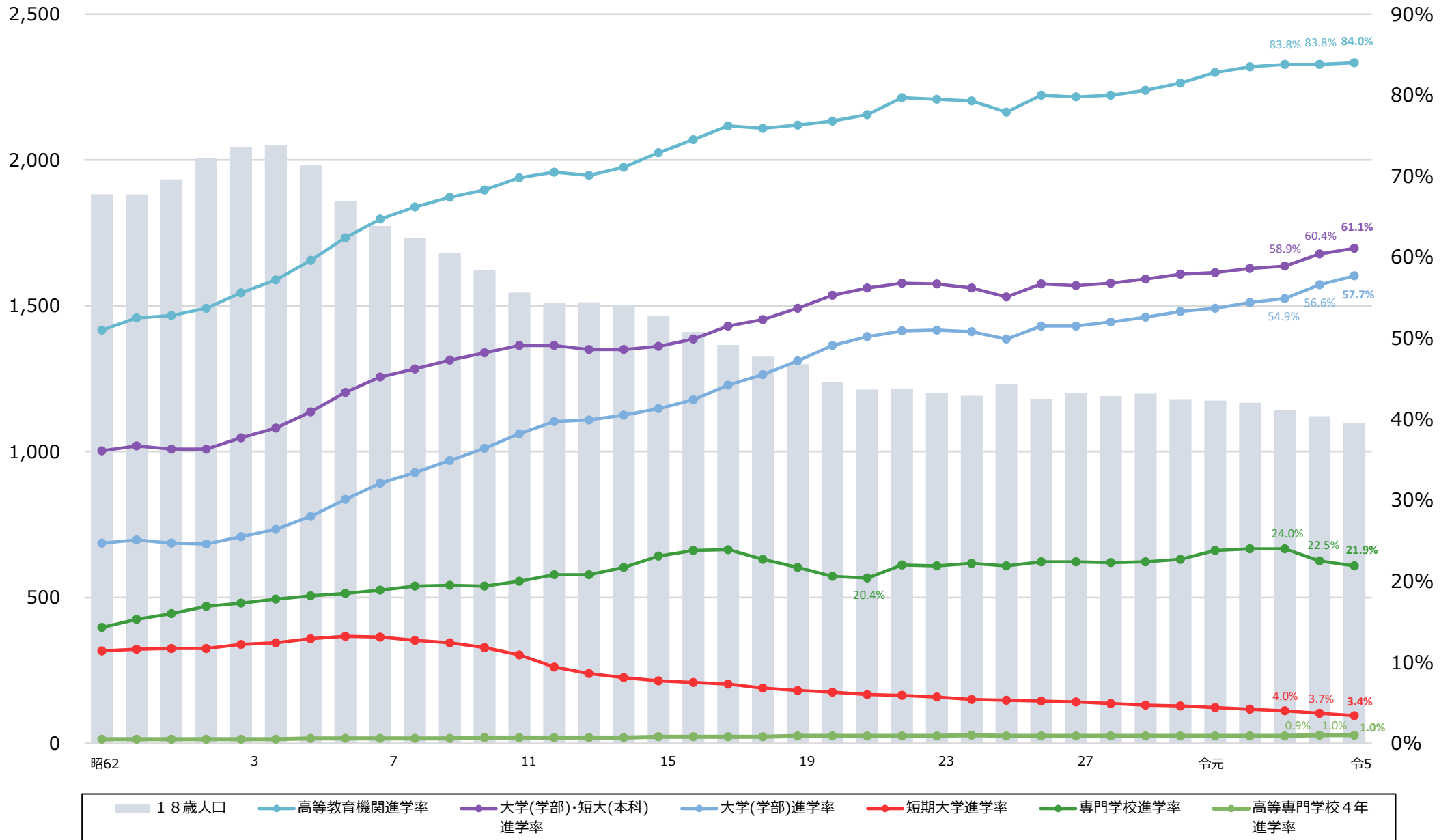
称号	<p>【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、試験等 に基づく課程修了の認定等</p>		<p>【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に基づく課 程修了の認定等</p>										
大学・大学 院との接 続	<p>【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与</p>	<p>【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与</p>	<p>【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与</p>										
教育の質の 向上	専修学校制度の施行												
学校間におけ る学修の相互 評価	<p>【平成3年】 大学等にお ける専門学 校教育の単 位認定</p>	<p>【平成5年】 高校におけ る専修学校 教育の単位 認定</p>	<p>【平成11年】 専修学校にお ける大学等の学修 の履修認定に係 る範囲拡大 [1/4→1/2]</p>	<p>【平成14年】 情報の積極的 提供の義務化 自己点検・評価等 の努力義務化</p>	<p>【平成16年】 財務情報の公 開の義務化</p>	<p>【平成19年】 自己評価の義 務化等・学校関 係者評価の努 力義務化</p>	<p>【平成24年】 単位制・通信 制の制度化</p>	<p>【平成25年】 「職業実践専門 課程」制度創設  「専修学校にお ける学校評価ガ イドライン」の策 定</p>	<p>【平成30年】 「キャリア形 成促進プロ グラム」制度 創設</p>	<p>【令和5年】 基幹教員の創設、情報関係学科に おける必要教員数の算定に関する 特例  「外国人留学生キャリア形成促進プ ログラム」制度創設  私立学校法改正（令和7年度施行）</p>			
助成・税制	<p>【昭和55年】 日本育英会奨 学金事業の対 象化</p>	<p>【昭和60年】 専修学校補助 等に関する地 方交付税措置</p>	<p>【昭和58年】 学校法人・準学校 法人への施設整 備費創設</p>	<p>【平成9年】 準学校法人の 設備整備費補助 対象化</p>	<p>【平成18年】 勤労学生控除 制度の対象者 拡大</p>	<p>【平成22年】 高等課程生徒に 対する「高等学 校等就学支援 金」の支給</p>	<p>【平成23年】 学校法人・準学 校法人等に対す る個人からの寄 付の税額控除 の導入（平成27 年及び平成28 年に要件緩和）</p>	<p>【平成25年】 高等専修学校の授業料 減免措置に関する地方 交付税措置を開始</p>	<p>【平成29年】 給付型奨学金 （平成30年から本格実施）</p>	<p>【令和2年4月】 高等教育の修学 支援新制度</p>	<p>【令和4年4月】 職業実践専門課程 認定校に対する特 別交付税措置</p>	<p>JASSO奨学金事業の 対象拡大（専門学校 の修業年限2年未満の 課程も新たに対象化）</p>	<p>JSC災害共済給付制度の 高等課程対象化</p>
	<p>【昭和41年】 勤労学生控除 制度創設</p>												



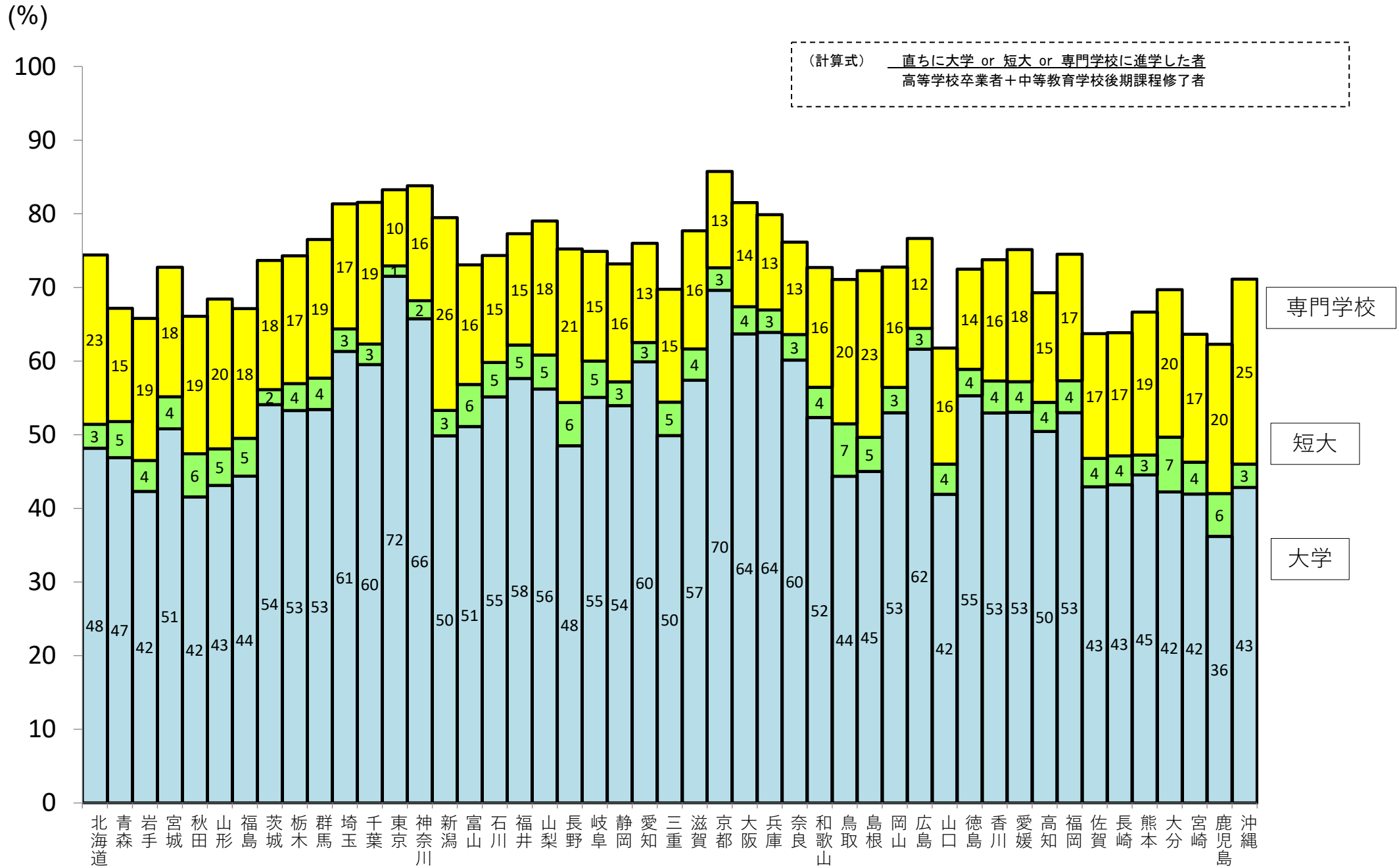
## 【データ】

- 進学状況
- 就職状況
- リカレント教育の状況
- 留学生の状況

# 高等教育機関進学率



# 都道府県別高校新卒者の進学率

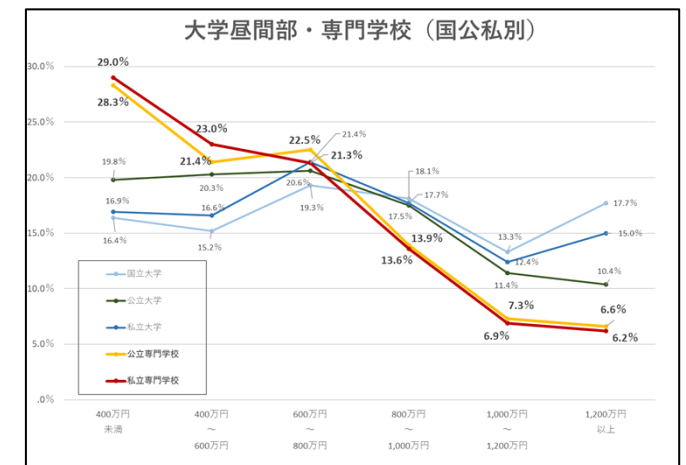
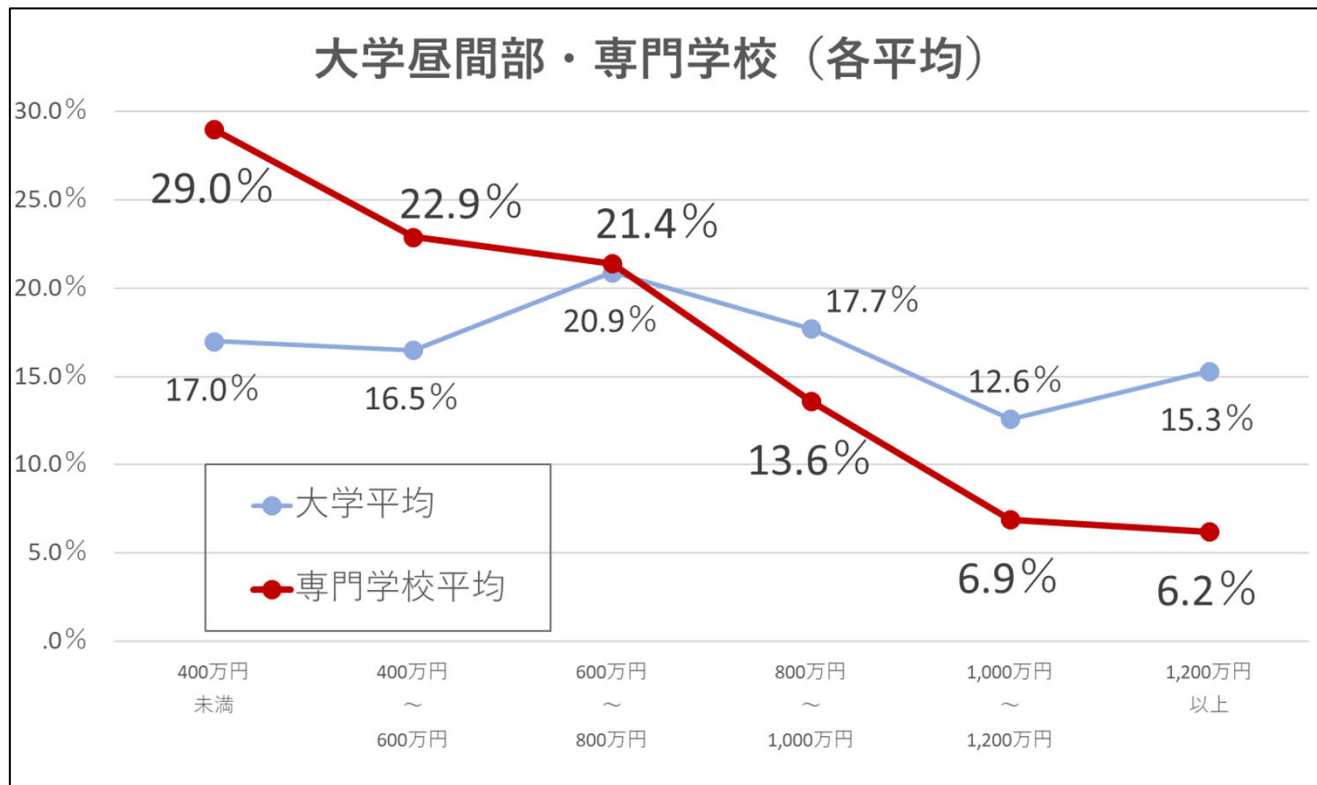


出典: 令和5年度学校基本統計

# 家庭の年間収入別学生数割合（大学・専門学校）

- 専門学校は約29%の学生が収入400万円以下の家庭の出身である。
- 専門学校は大学（昼間部）と比較して、低所得者層の学生の割合が高い。

家庭年間収入別学生数割合（大学昼間部・専門学校）



(独)日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」「令和2年度専修学校生生活調査」を元に文部科学省作成



# 専門学校における卒業生に占める就職者の割合の推移

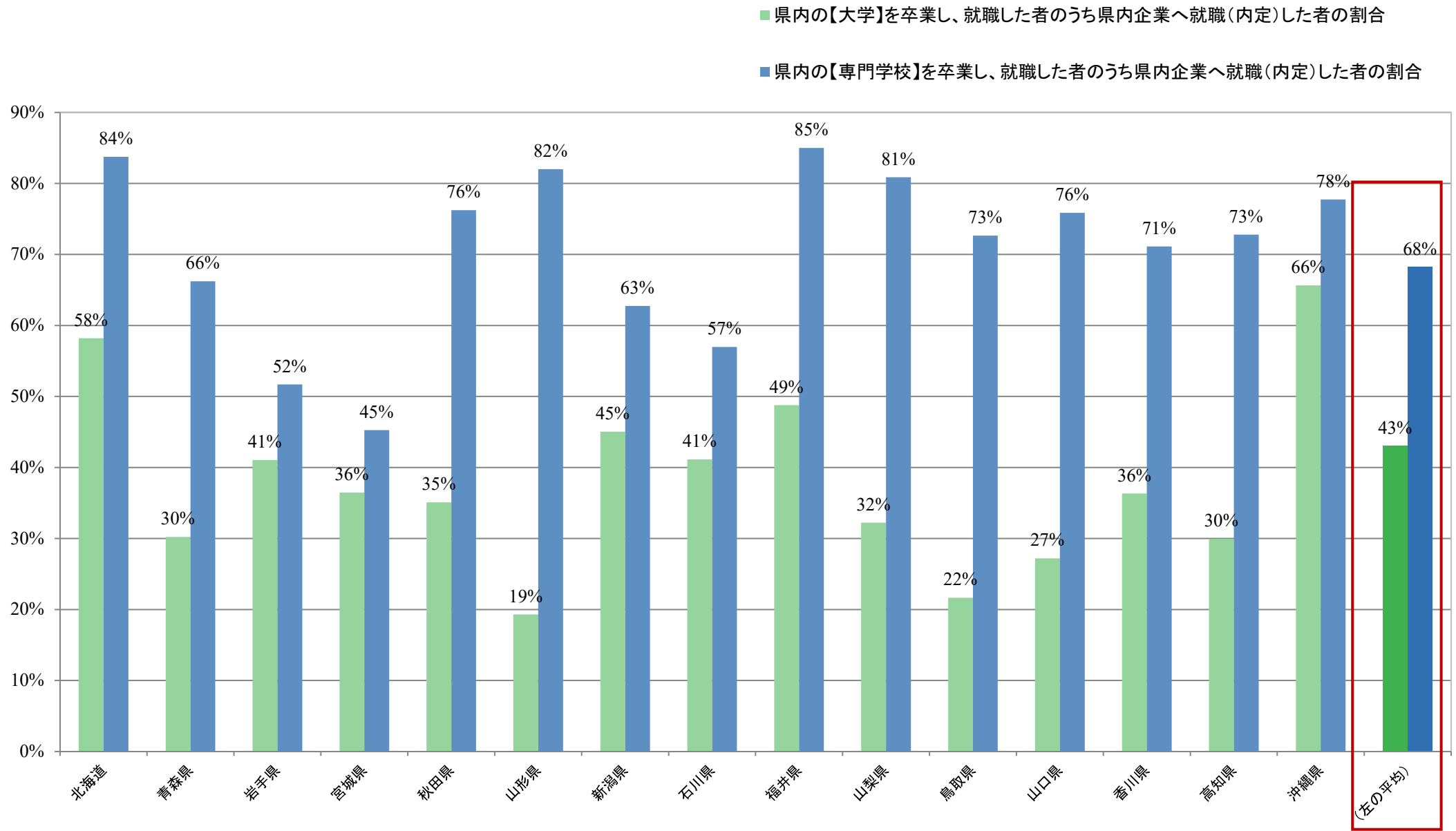
下記の数値は、各学校段階の卒業生のうち卒業後すぐに就職した者の割合を示す。



※各年3月卒業者のうち、就職者の占める割合の占める割合である。  
※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本統計」

# 専門学校・大学卒業者における地元就職の状況

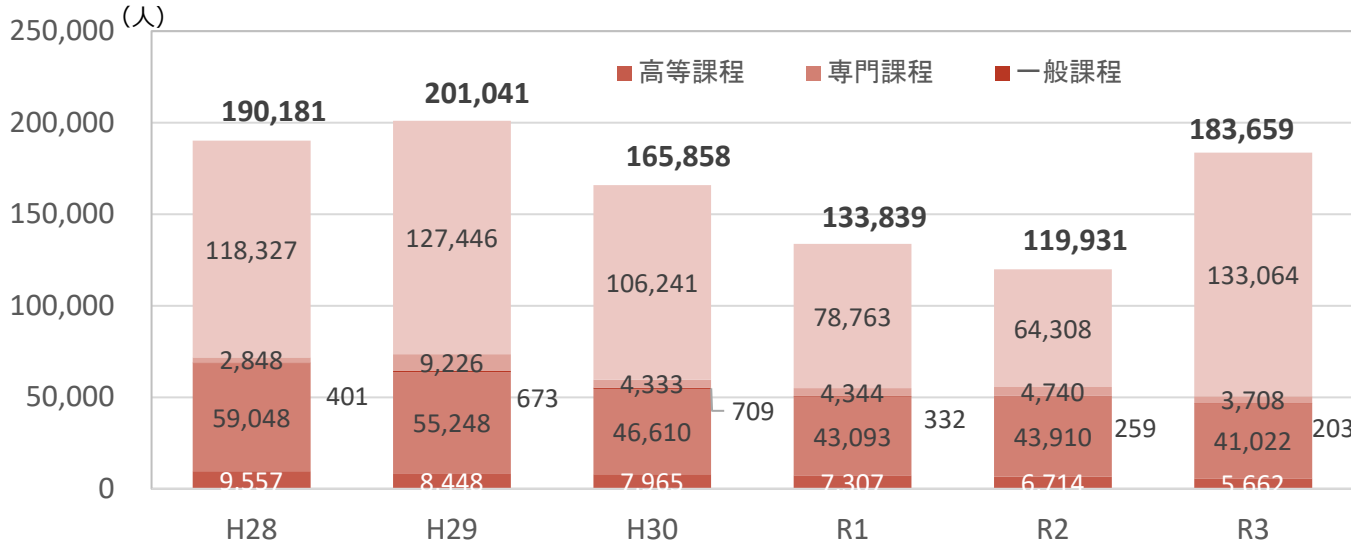


令和5年3月卒業者の状況  
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

# 専修学校におけるリカレント教育の現状

- 専修学校における社会人の受入人数は、専修学校全体で約4.7万人。うち高等専修学校で約6千人。専門学校で約4.1万人。
- 資格取得後に追加の学修を行うことにより、学び直しや学びの継続がなされている事例も存在する。

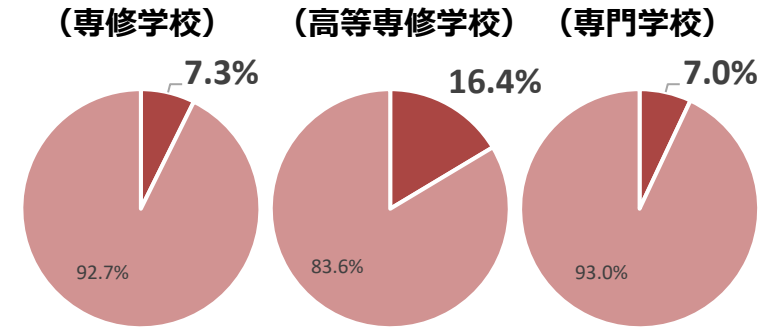
## ● 専修学校における社会人※の受入人数の推移



出典：私立高等学校等実態調査

※社会人は、現に職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫をいう。  
 高等課程、専門課程、一般課程については、正規課程の学生数のうち社会人の数を計上。正規課程外である科目等履修生及び附帯事業は全て社会人として計上。  
 令和3年度調査より、附帯事業の内数として把握する項目を変更（「キャリアアップを目的とするもの」から「公共職業訓練制度によるもの」。学生数や学生のうち主婦・主夫の数の追加等）。

## ● 社会人※在籍率（令和3年度）

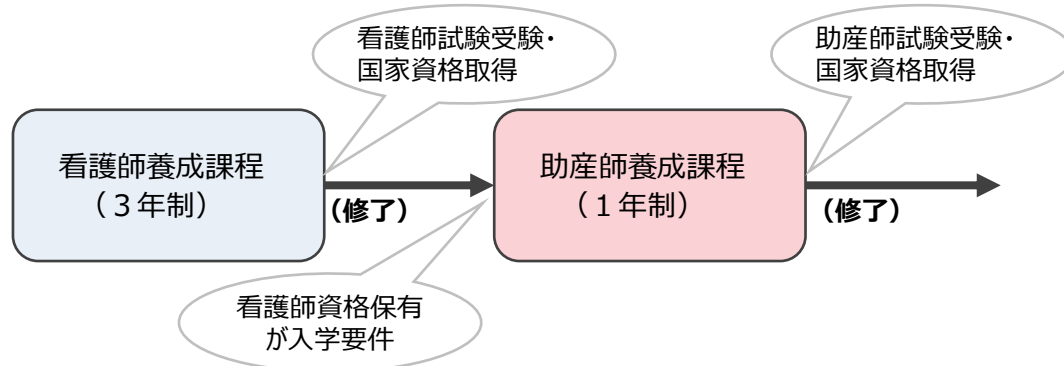


	専修学校		
	うち社会人	うち高等課程 (高等専修学校)	うち専門課程 (専門学校)
総数	641,140人	34,493人	586,179人
うち社会人	46,887人	5,662人	41,022人

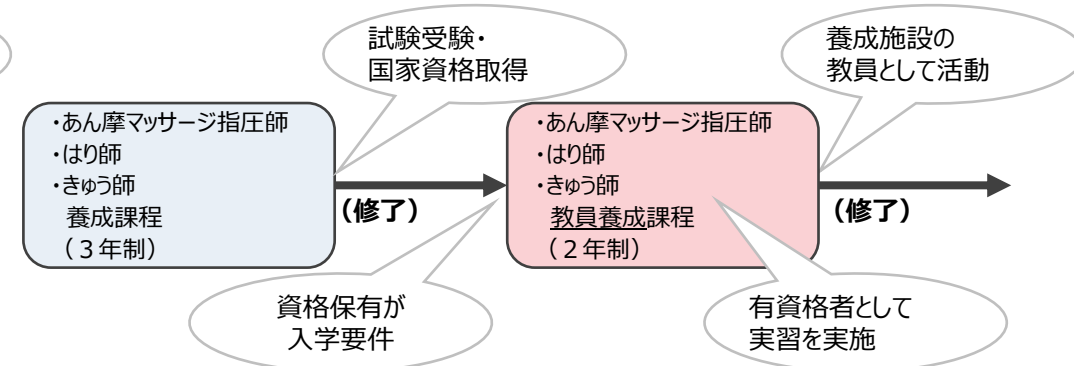
※令和3年度私立高等学校等実態調査（回答率86%）に基づくものであるため、在籍者総数は学校基本統計の数値とは異なる。

## ● 学び直し／学びの継続の事例

### （看護師・助産師養成施設の例）



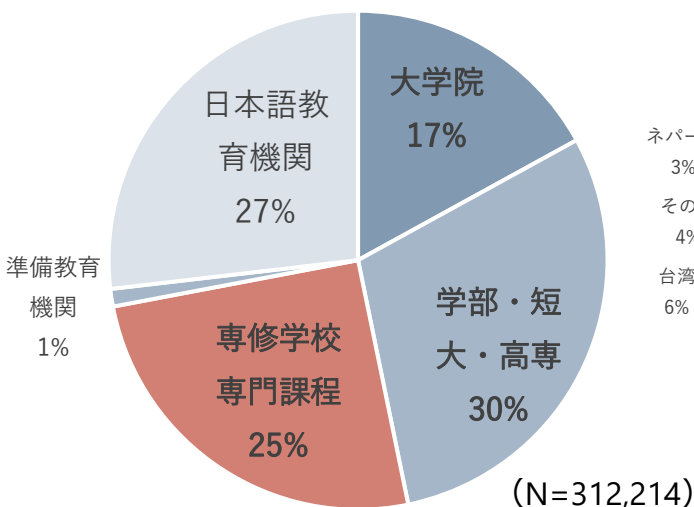
### （あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設の例）



# 専門学校における留学生の概略

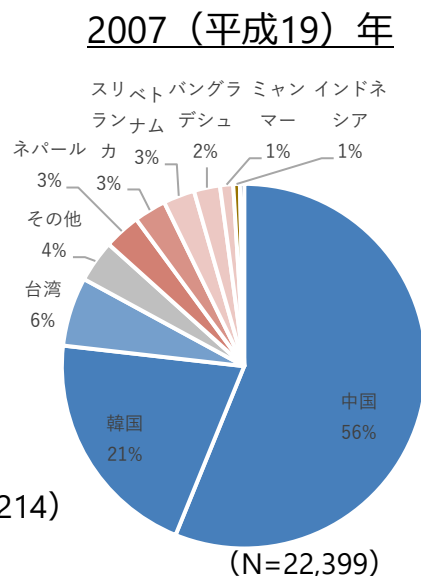
- 留学生30万人計画を達成した2019年度において、留学生総数の25%が専門学校に在籍
- 近年、ベトナムやネパールの留学生が増加傾向
- 日本で就職を希望する専門学校の留学生の割合は7割程度である一方、実際に日本で就職した学生は4割程度に留まっている状況

## ● 留学生総数に占める割合



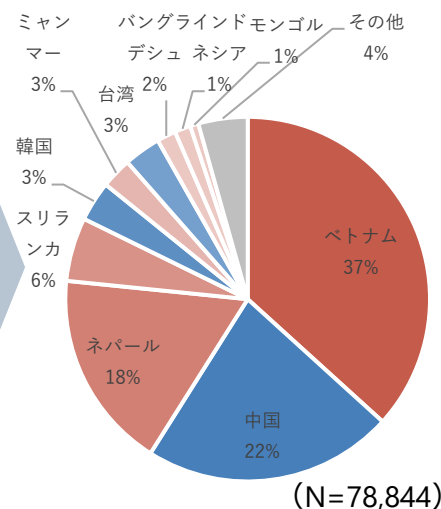
出典：日本学生支援機構「2019（令和元）年度外国人留学生在籍状況調査」

## ● 国別留学生割合

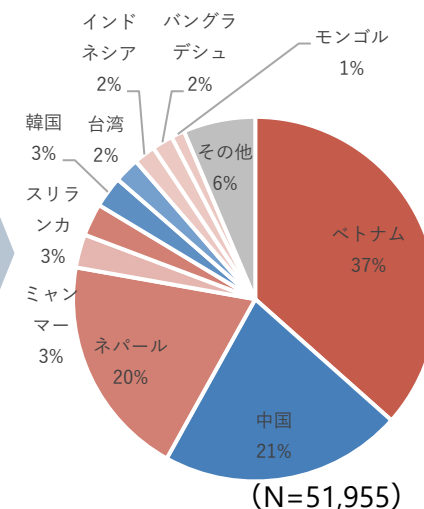


※留学生30万人計画を達成した年

### 2019（令和元）年



### 2022（令和4）年



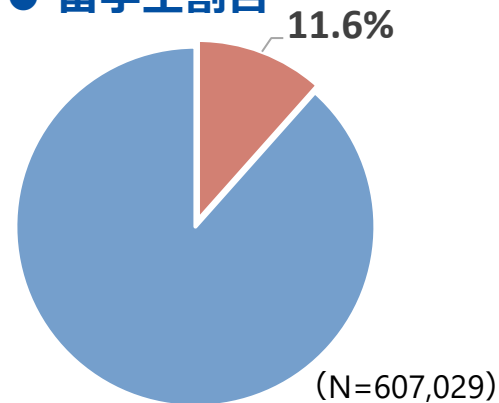
出典：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

## ● 日本での就職を希望する者と、実際に日本で就職した者の割合等

日本での就職を希望する者の割合※1	→	実際に日本で就職した者の割合※2
69.9%	→	39.2%

出典：  
 ※1 日本学生支援機構「令和元年度私費留学生生活実態調査」  
 ※2 日本学生支援機構「令和元年度留学生進路状況・学位授与状況調査」

## ● 留学生割合



出典：日本学生支援機構「2022（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査」  
 文部科学省「令和3年度学校基本調査」

# 在学者数に占める留学生数の割合（専門課程）

- 総数に着目すると、工業関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係、文化・教養関係の分野に多い。
- 関係分野内の小分類に着目すると、工業関係における自動車整備や情報処理、教育・社会福祉関係における介護福祉、商業実務関係における商業、経理・簿記、経営、旅行、情報、服飾・家政分野における和洋裁等、文化・教養関係における通訳・ガイド等が高い傾向。

※ 専門課程の文化・教養関係におけるその他については、専門学校のもとに日本語教育機関を置く事例がほとんど考えられる。

分野	在学者数(A)	留学生数(B)	在学者数に占める留学生数の割合(B/A)
<b>工業関係</b>	<b>98,530</b>	<b>11,876</b>	<b>12.1%</b>
測量	492	47	9.6%
土木・建築	15,496	786	5.1%
電気・電子	2,059	201	9.8%
無線・通信	454	22	4.8%
自動車整備	18,093	4,200	23.2%
機械	731	155	21.2%
電子計算機	4,338	523	12.1%
情報処理	36,602	3,413	9.3%
その他	20,265	2,529	12.5%
<b>農業関係</b>	<b>4,723</b>	<b>78</b>	<b>1.7%</b>
農業	3,002	47	1.6%
園芸	778	3	0.4%
その他	943	28	3.0%
<b>医療関係</b>	<b>180,876</b>	<b>230</b>	<b>0.1%</b>
看護	87,479	27	0.0%
准看護	33	0	0.0%
歯科衛生	19,997	28	0.1%
歯科技工	1,791	52	2.9%
臨床検査	3,266	0	0.0%
診療放射線	3,202	1	0.0%
はり・きゅう・あんま	10,197	18	0.2%
柔道整復	10,532	4	0.0%
理学・作業療法	32,828	43	0.1%
その他	11,551	57	0.5%

分野	在学者数(A)	留学生数(B)	在学者数に占める留学生数の割合(B/A)
<b>衛生関係</b>	<b>72,746</b>	<b>1,365</b>	<b>1.9%</b>
栄養	5,287	87	1.6%
調理	12,460	486	3.9%
理容	1,678	0	0.0%
美容	36,802	114	0.3%
製菓・製パン	10,127	531	5.2%
その他	6,392	147	2.3%
<b>教育・社会福祉関係</b>	<b>30,956</b>	<b>3,407</b>	<b>11.0%</b>
保育士養成	13,212	15	0.1%
教員養成	4,977	1	0.0%
介護福祉	9,837	3,296	33.5%
社会福祉	2,209	94	4.3%
その他	721	1	0.1%
<b>商業実務関係</b>	<b>60,320</b>	<b>16,503</b>	<b>27.4%</b>
商業	9,279	5,980	64.4%
経理・簿記	9,008	1,397	15.5%
タイピスト	0	1	-
秘書	323	0	0.0%
経営	2,932	1,692	57.7%
旅行	11,258	3,128	27.8%
情報	8,419	3,575	42.5%
ビジネス	13,256	323	2.4%
その他	5,845	407	7.0%

分野	在学者数(A)	留学生数(B)	在学者数に占める留学生数の割合(B/A)
<b>服飾・家政関係</b>	<b>14,604</b>	<b>2,215</b>	<b>15.2%</b>
家政	69	25	36.2%
家庭	142	6	4.2%
和洋裁	11,942	1,818	15.2%
料理	3	2	66.7%
編物・手芸	154	0	0.0%
ファッションビジネス	2,091	357	17.1%
その他	203	7	3.4%
<b>文化・教養関係</b>	<b>118,767</b>	<b>16,281</b>	<b>13.7%</b>
音楽	12,767	307	2.4%
美術	3,292	553	16.8%
デザイン	24,663	1,852	7.5%
茶華道	24	2	8.3%
外国語	7,353	1,031	14.0%
演劇・映画	6,107	186	3.0%
写真	883	155	17.6%
通訳・ガイド	2,444	1,353	55.4%
受験・補修	0	0	-
動物	16,550	46	0.3%
法律行政	15,808	117	0.7%
スポーツ	9,410	33	0.4%
その他	19,466	10,646	54.7%
<b>計</b>	<b>581,522</b>	<b>51,955</b>	<b>8.9%</b>

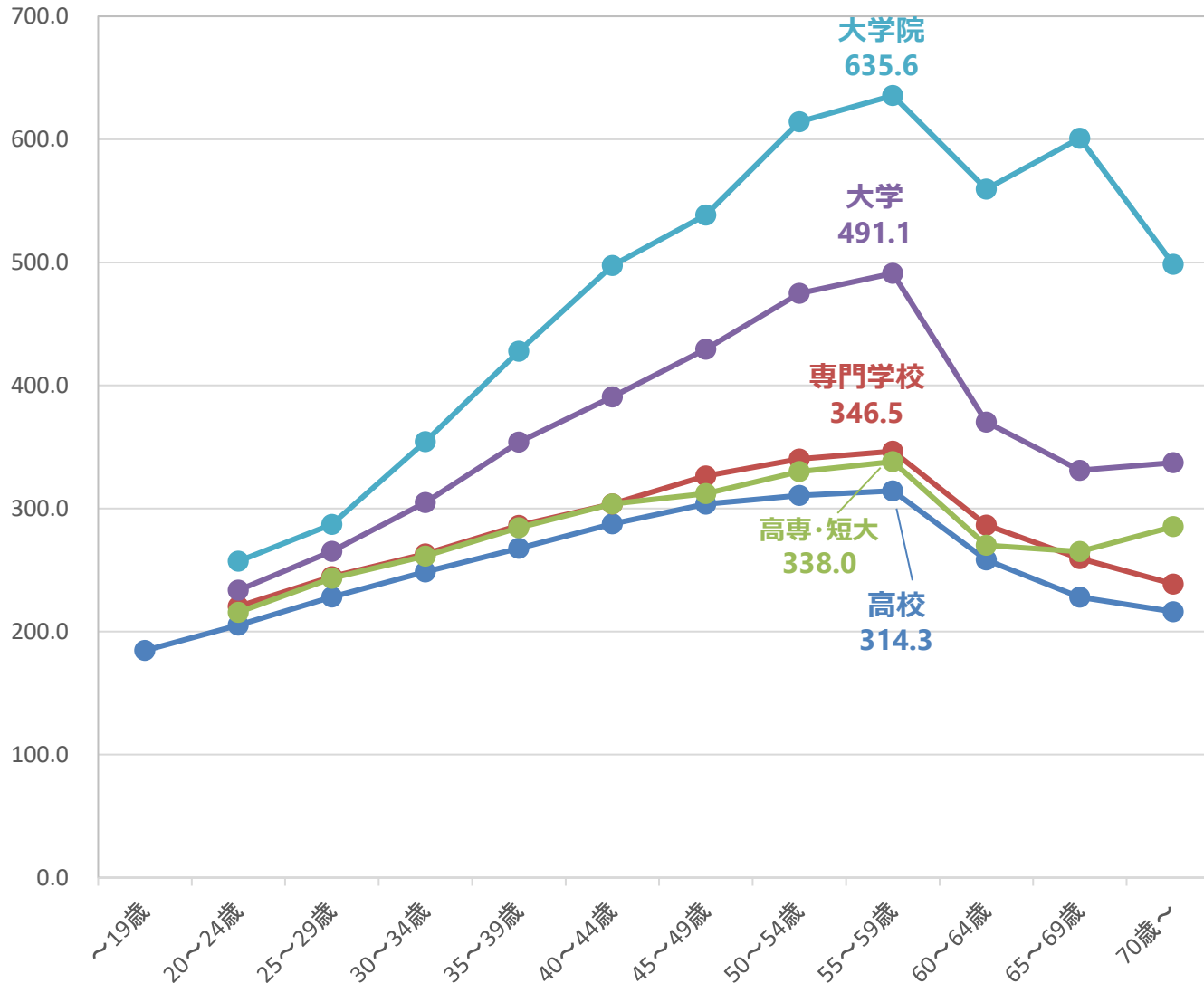
出典：令和4年度学校基本統計

日本学生支援機構「2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査」

# 学歴別にみた賃金

- 学歴別に賃金をみると、男女計では、高校273.8千円、専門学校294.2千円、高専・短大292.5千円、大学362.8千円、大学院464.2千円となっている。

## (学歴、年齢階級別賃金 (男女計))



(千円)

年齢階級	高校	専門学校	高専・短大	大学	大学院
年齢計	273.8	294.2	292.5	362.8	464.2
～19歳	184.6	-	-	-	-
20～24歳	205.2	220.3	215.6	233.6	257.1
25～29歳	228.1	244.6	243.3	265.2	287.1
30～34歳	248.5	263.1	261.3	304.9	354.3
35～39歳	267.6	286.3	284.4	353.9	427.8
40～44歳	287.5	303.7	303.7	390.7	497.5
45～49歳	303.6	326.4	312.1	429.4	538.5
50～54歳	310.6	340.2	330.0	474.9	614.3
55～59歳	314.3	346.5	338.0	491.1	635.6
60～64歳	258.2	286.5	270.1	370.2	559.6
65～69歳	227.9	259.3	265.0	331.0	600.9
70歳～	216.1	238.6	285.3	337.2	498.4

出典：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」



## 認定制度等

- 職業実践専門課程
- 修学支援
- 社会人関係
- 外国人留学生関係

# 職業実践専門課程について

## 職業実践専門課程とは

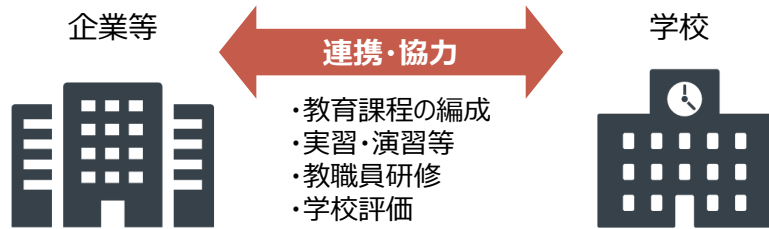
専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

## 認定要件

- **専門士**※又は**高度専門士**※※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して**学校関係者評価と情報公開**を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定

※※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定数 **1,093校 3,165学科** (令和5年3月時点)

**認定割合は、全専門学校の約 4 割**

## 質の保証

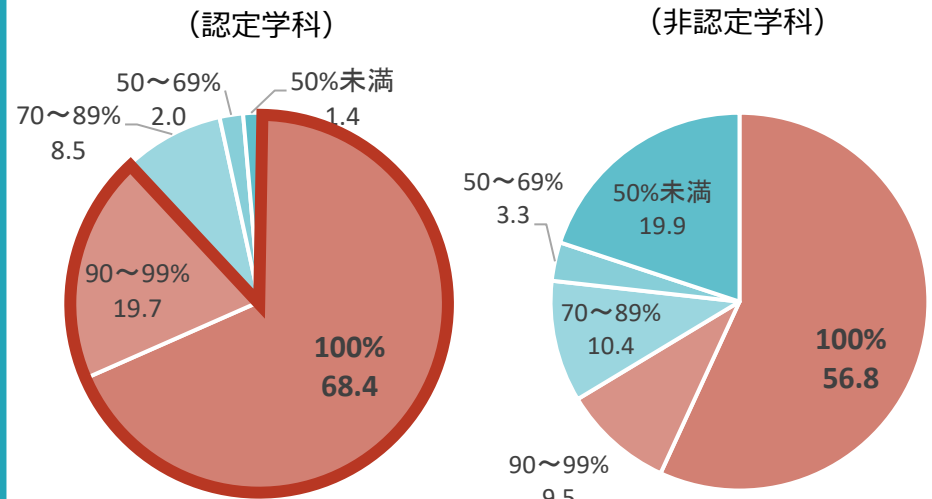
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

## 認定の効果・成果

### 政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

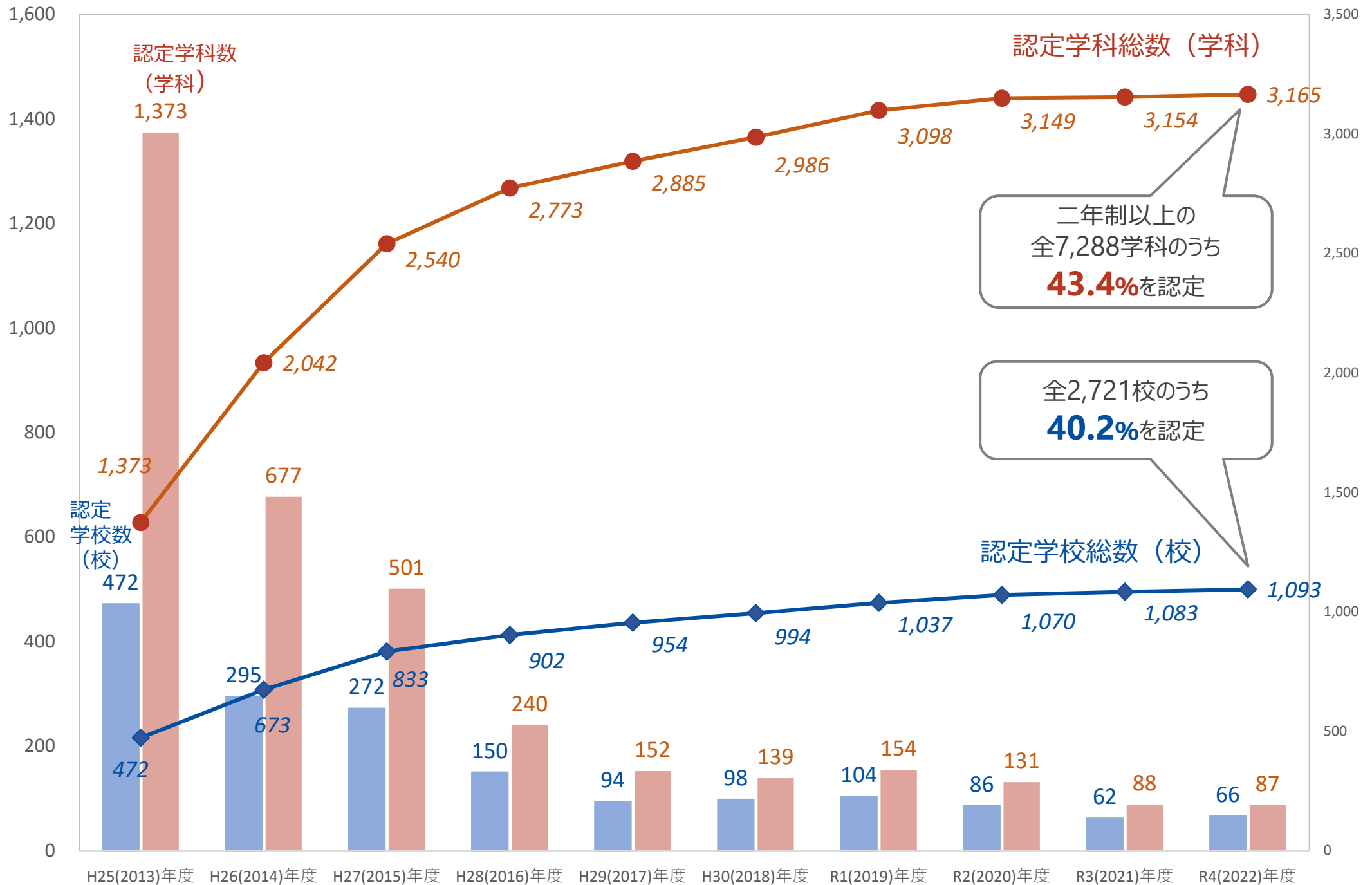
### 認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年度「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）  
 ※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めると認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%。全体平均は85.5%  
 （学科ごとの就職率に基づく単純平均。認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づく加重平均は就職率は増える見込み）  
 なお、平成27年度大学等卒業者の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%。上記全体平均との乖離は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校回答の母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。



# 職業実践専門課程における認定校数・認定学科数の推移



# 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

## 職業実践専門課程について

専門学校のうち、特に企業等との連携体制を構築し、実務の最新知識・技術・技能を身につけられるよう、より実践的な職業教育に取り組んでいる学科について、平成26年度より文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定。

## 職業実践専門課程認定校への都道府県補助について

- ・ **35都道府県**で職業実践専門課程認定校への補助を実施。(※令和5年度。実施都道府県は下図のとおり。)
- ・ 職業実践専門課程が制度化(平成26年度)された翌年度以降、**毎年度、同課程認定校に対する独自の補助制度を有する自治体が増加**。
- ・ 職業実践専門課程認定校に係る追加的な経費への都道府県補助について、**令和4年度から特別交付税措置**。

参考：職業実践専門課程の認定状況  
(令和5年3月27日時点)

- ・ 学校数：1,093校(40.2%)
- ・ 学科数：3,165学科(43.4%)

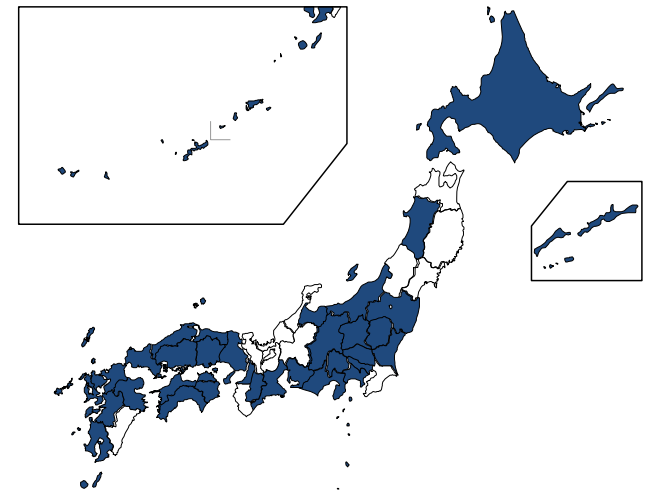
※合計欄の( )内の数字は全専門学校数(2,721校)、修業年限2年以上の全学科数(7,288学科)に占める割合。

職業実践専門課程認定校への補助を行っている都道府県数  
(令和5年12月時点)

令和3年度：19都道府県  
令和4年度：25都道府県



**令和5年度：35都道府県**  
※特別交付税措置対象



図：職業実践専門課程認定校への補助を行っている自治体(令和5年12月時点)  
(北海道、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)

# 高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校  
 【支援内容】 ①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給  
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生  
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引き上げによる財源を活用

令和5年度予算額 5,311億円

授業料等減免 2,710億円※  
 給付型奨学金 2,601億円  
※公立大学等及び私立専門学校に係る  
 地方負担分(454億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,764億円

### 給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))

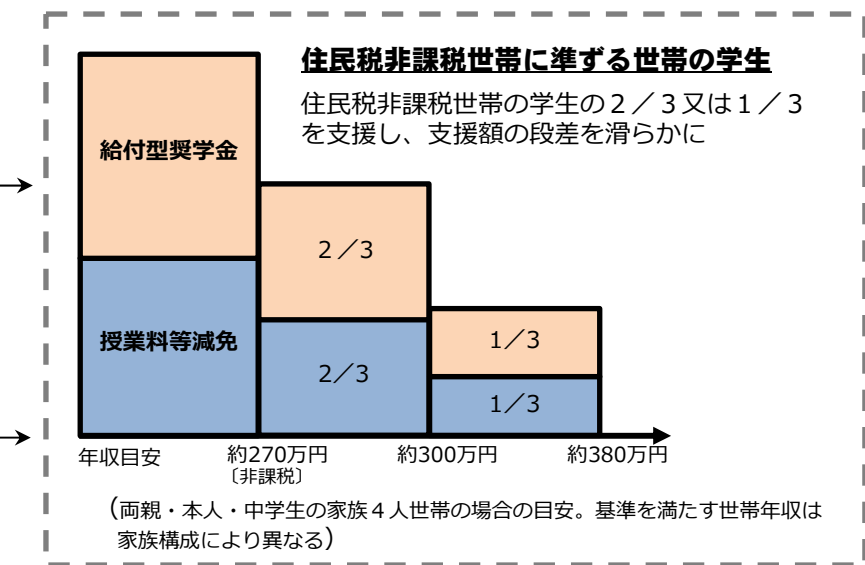
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

### 授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



### 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

### 大学等の要件

国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

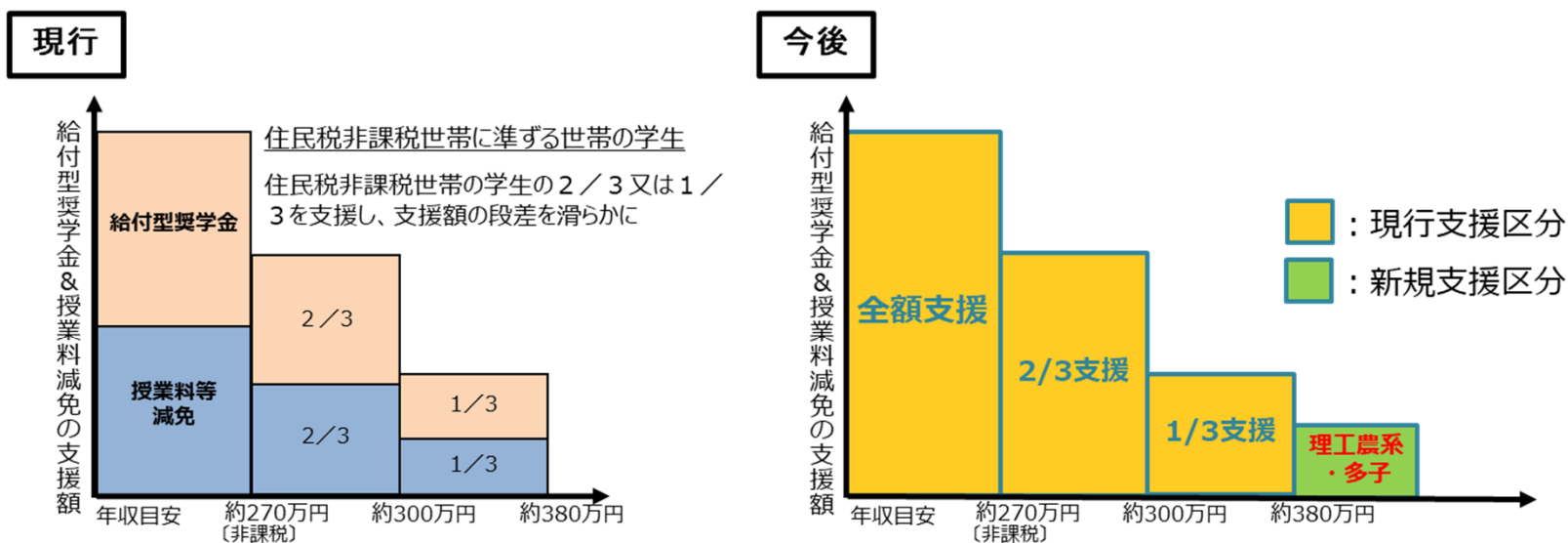
- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

# 骨太方針2022等を受けた奨学金制度の改正の方向性について

## ●修学支援新制度の拡大

- 支援の「第4区分」（図参照）を設ける。所得基準と支援額は、高等学校等就学支援金の例を参考に今後政府において検討。
- 支援対象については、多子世帯の支援は、現に扶養する子供が3人以上の世帯とし、理工農系の支援においては、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる（財源確保の状況とのバランスをふまえ要検討）。
- 理工農系の要素が含まれる学際分野（※）も対象とする。  
 ※ 例えば経済学と工学の学問分野をバックグラウンドに設置されるデータサイエンス関係の学部も対象になる。
- 機関要件を厳格化し、大学・短大・高専にあつては直近3年度全ての収容定員8割未満、専門学校にあつては5割未満の学校を対象外とする。ただし、直近の進学・就職率が9割を超える大学・短大・高専や、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事が認める※専門学校は対象とする。  
 ※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

(参考1) 高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円  
 (参考2) 修学支援新制度の満額の1/4 (私大自宅外の場合)：40.2万円 (cf. 高校修学支援金(私立加算含む)：39.6万円)

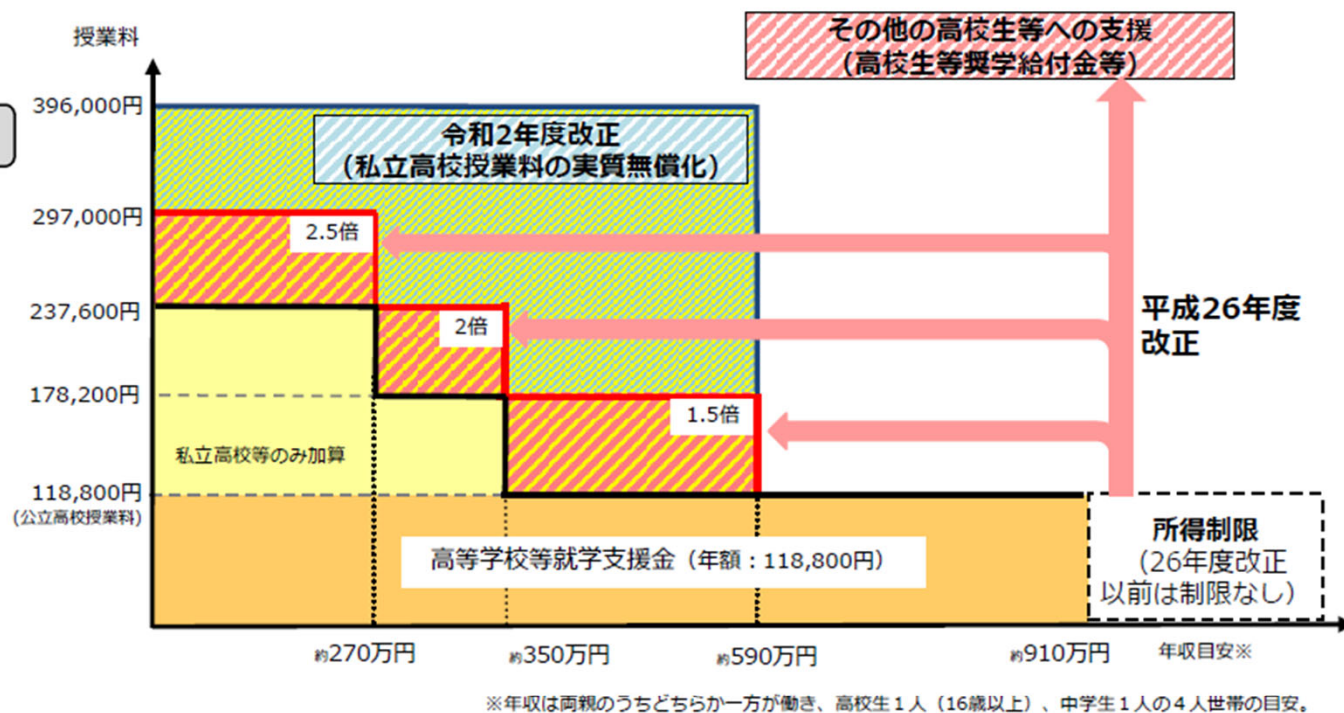
# 高等学校等就学支援金交付金制度の経緯

## 平成22年度 制度の創設

- 高等学校等の進学率が約98パーセントに達し、国民的な教育機関として教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担していくべきとして、公立高等学校については授業料を無償とし、私立高等学校等の生徒には就学支援金制度を創設。所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた(私立に通う生徒は年収目安350万円未満の場合支給額加算。)

## 平成26年度 制度の見直し

- 制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育費負担が大きいことや、公私間の教育費格差等の課題。
- このため、平成26年度から所得制限(基準額: 910万円)を導入して、それにより捻出した財源を活用し、
  - ・ 私立の生徒への就学支援金の加算の拡充
  - ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設



## 令和2年度 「私立高等学校の授業料の実質無償化」について

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「私立高等学校の授業料の実質無償化」が盛り込まれ、その後、骨太方針2019等にも盛り込まれた。
- こうした政府方針を踏まえ、2020年4月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現。

# キャリア形成促進プログラム認定制度について

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告） - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

## 【社会人受入れ】

### ④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

## 平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）

### 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

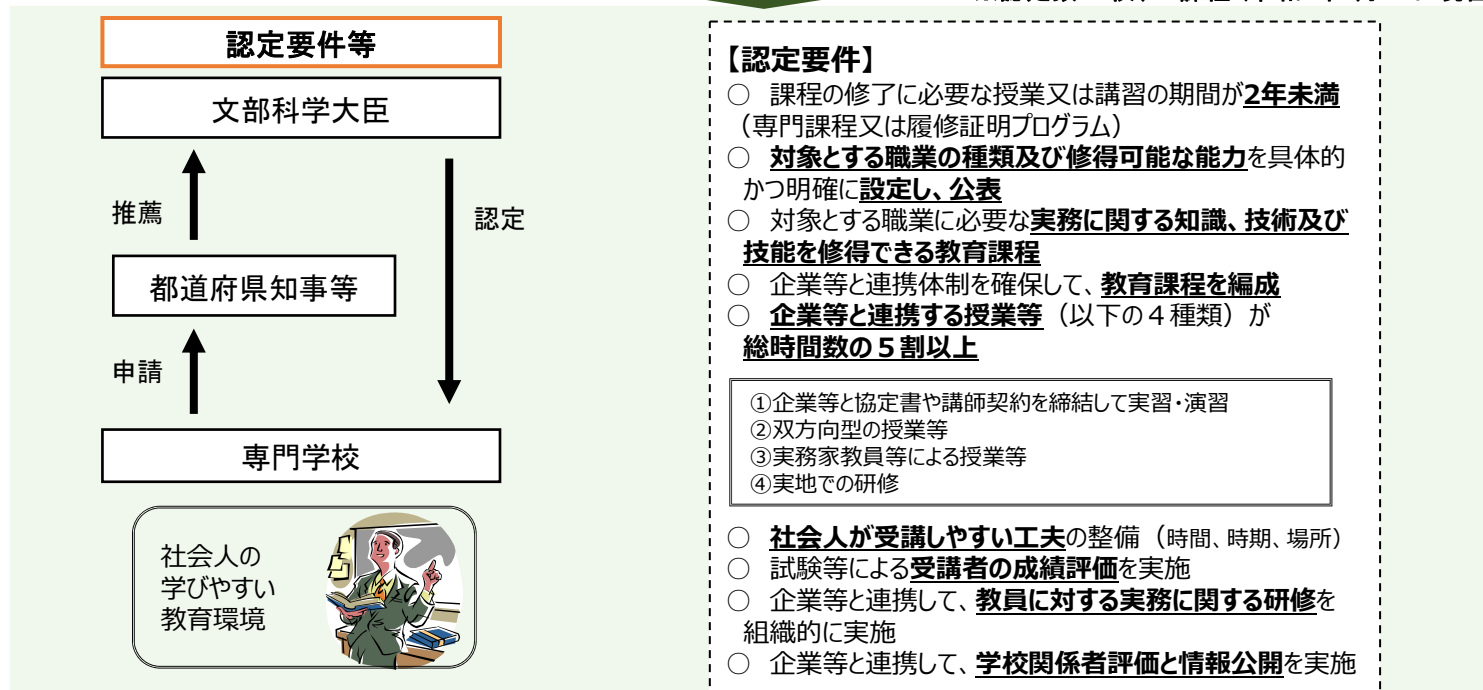
#### 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

#### ○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

※認定数 14校、19課程（令和5年1月13日現在）



社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大

# 教育訓練給付金

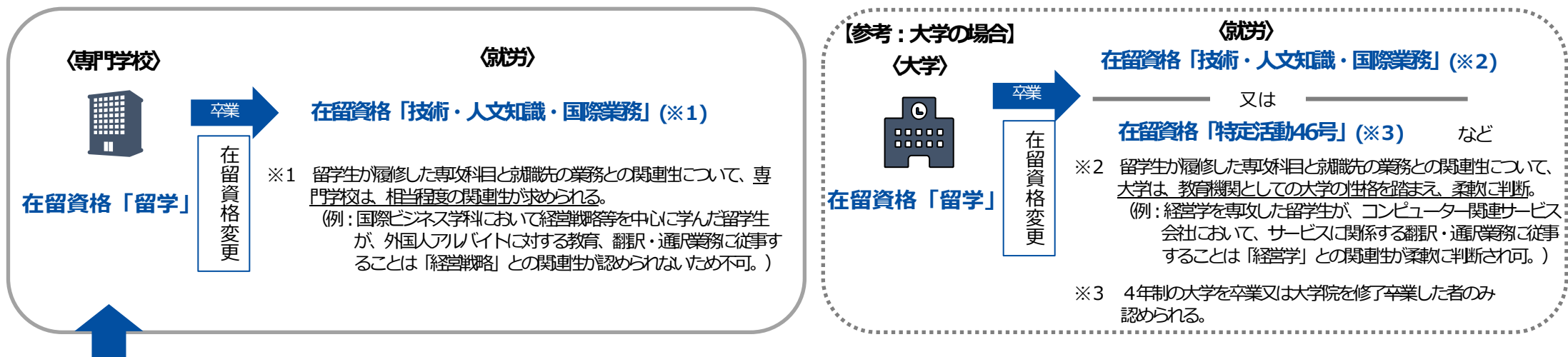
- 業務独占資格などの取得を目標とする講座や職業実践専門課程の認定等を受けた専門学校の課程は教育訓練給付金の支給対象となっている。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
<p><b>専門実践教育訓練</b></p> <p>最大で受講費用の<b>70%</b> [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給</p>	<p><b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b> <span style="float: right;">1,737講座 (専門学校以外含む)</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など</li> </ul> <p><b>デジタル関係の講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座</li> <li>・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</li> </ul> <p><b>大学院・大学などの課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など）</li> <li>・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など</li> </ul> <p><b>専門学校の課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>職業実践専門課程（文部科学大臣認定）</u> <span style="float: right;">672講座</span></li> <li>・<u>キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</u> <span style="float: right;">5講座</span></li> </ul>
<p><b>特定一般教育訓練</b></p> <p>受講費用の<b>40%</b> [上限20万円] を受講者に支給</p>	<p><b>業務独占資格などの取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など</li> </ul> <p><b>デジタル関係の講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など</li> </ul>
<p><b>一般教育訓練</b></p> <p>受講費用の<b>20%</b> [上限10万円] を受講者に支給</p>	<p><b>資格の取得を目標とする講座</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語検定、簿記検定、ITパスポート など</li> </ul> <p><b>大学院などの課程</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程</li> </ul>

※ 講座数は、厚生労働省「目標資格等別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況（令和5年10月1日時点）」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11804000/001131420.pdf>  
 による。

# 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）

## ◆ 留学生が日本で就職する場合の在留資格の切り替えについて（文部科学省が認定した専門学校については大学と同じ取り扱いとする）



## 外国人留学生キャリア形成促進プログラムによる認定

○経済団体等からの要請も踏まえ、令和5年度より、新たな認定制度として外国人留学生キャリア形成促進プログラムを創設。文部科学省が認定した質の高い専門学校については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「特定活動46号（※認定を受けた専門学校（4年制）を修了して高度専門士の称号を得た留学生に限る。）」の変更について、大学と同じ取り扱いとすることを検討。

○制度の運用に当たっては、下記認定要件及び別紙に沿って、卒業等の実績のない学科や、在留管理等が不適切であると考えられる学科を認定しない、要件を満たさなくなった学科は認定取消しを行う、など適切に対応。

（令和5年度認定スケジュール）

申請受付：令和5年6月21日～8月10日 公表：調整中 ※来年度以降も毎年度申請を受付予定。

### ☑ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件

※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施

- ①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。  
(企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度)
- ②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。
- ③認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本人生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。
- ④外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。





# その他

# 主な資格の取得要件、学校種別養成施設数等

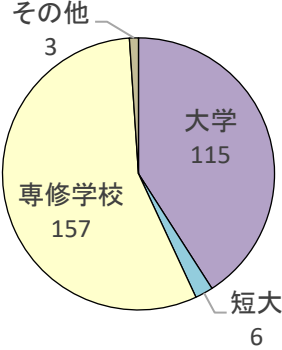
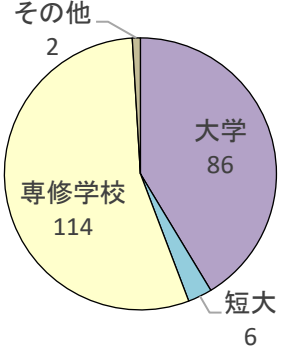
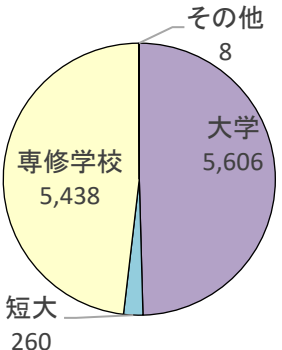
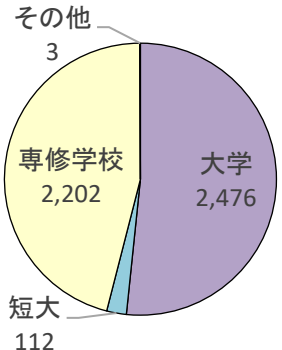
## 1) 看護系①

	看護師		准看護師
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者</li> <li>○都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者</li> <li>○免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、上記の学校又は養成所において2年以上修業した者</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者</li> <li>○都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者</li> <li>○看護師国家試験の受験資格を有する者</li> </ul>
養成施設の種類	(3年課程) ・大学 ・短大 ・専修学校 ・各種学校 ・その他の養成施設	(2年課程) ・短大 ・専修学校 ・各種学校 ・高校専攻科 ・その他の養成施設	・専修学校 ・各種学校 ・高校 ・その他の養成施設
養成施設数	3年課程の養成施設合計：863施設 <p>※国立看護大学校、 防衛医科大学校 については「大学」に計上</p>	2年課程の養成施設合計：133施設 	2年課程の養成施設合計：185施設 
養成施設ごとの就業者数等	令和4年度に3年課程を卒業し、就業した看護師 総数：43,416人 <p>※国立看護大学校、 防衛医科大学校 については「大学」に計上</p>	令和4年度に2年課程を卒業し、就業した看護師 総数：5,451人 	令和4年度に卒業し、就業した准看護師総数： 3,590人 

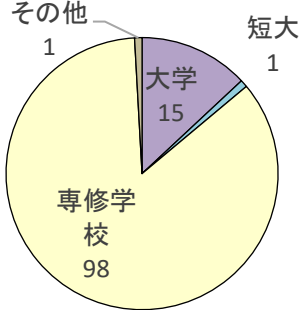
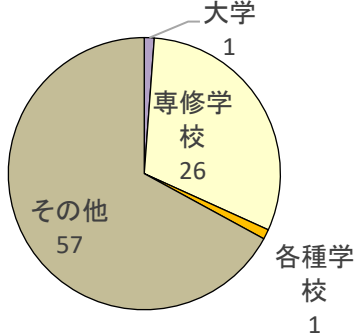
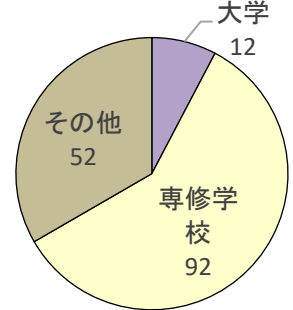
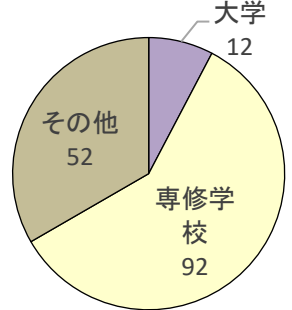
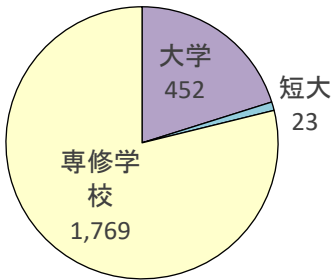
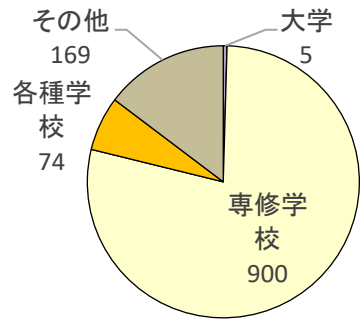
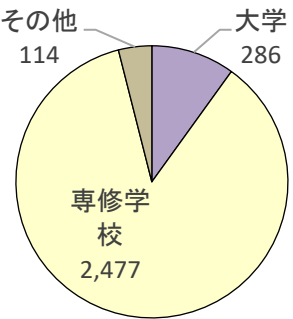
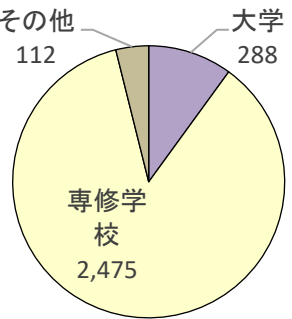
# 1) 看護系②

	保健師	助産師																												
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者</li> <li>○都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者</li> </ul> ※保健師免許を受けるには、保健師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文部科学大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者</li> <li>○都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者</li> </ul> ※助産師免許を受けるには、助産師国家試験と看護師国家試験の双方に合格することが必要。																												
養成施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院</li> <li>・大学</li> <li>・大学専攻科</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院</li> <li>・大学</li> <li>・大学専攻科</li> <li>・大学別科</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・各種学校</li> </ul>																												
養成施設数	合計：308施設 <table border="1"> <caption>保健師養成施設数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>大学専攻科</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <small>※防衛医科大学校については「大学」に計上</small>	施設の種類	数	大学	261	大学院	22	専修学校	16	大学専攻科	5	短大	4	合計：229施設 <table border="1"> <caption>助産師養成施設数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>大学専攻科</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>大学別科</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <small>※国立看護大学校については「大学」に計上</small>	施設の種類	数	大学	90	大学院	52	専修学校	36	大学専攻科	34	大学別科	10	短大	3	各種学校	4
施設の種類	数																													
大学	261																													
大学院	22																													
専修学校	16																													
大学専攻科	5																													
短大	4																													
施設の種類	数																													
大学	90																													
大学院	52																													
専修学校	36																													
大学専攻科	34																													
大学別科	10																													
短大	3																													
各種学校	4																													
養成施設ごとの就業者数等	令和4年度に卒業し、就業した保健師総数：1,493人 <table border="1"> <caption>保健師就業者数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>1,211</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>大学専攻科</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <small>※防衛医科大学校については「大学」に計上</small>	施設の種類	数	大学	1,211	大学院	64	専修学校	119	短大	61	大学専攻科	38	令和4年度に卒業し、就業した助産師総数：1,926人 <table border="1"> <caption>助産師就業者数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td>大学院</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>大学専攻科</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>大学別科</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>各種学校</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table> <small>※国立看護大学校については「大学」に計上</small>	施設の種類	数	大学	532	大学院	211	専修学校	583	大学専攻科	307	大学別科	148	短大	59	各種学校	86
施設の種類	数																													
大学	1,211																													
大学院	64																													
専修学校	119																													
短大	61																													
大学専攻科	38																													
施設の種類	数																													
大学	532																													
大学院	211																													
専修学校	583																													
大学専攻科	307																													
大学別科	148																													
短大	59																													
各種学校	86																													

## 2) リハビリ医療系

	理学療法士	作業療法士																				
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○作業療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○理学療法士等で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの</li> </ul>																				
学校又は養成施設の種類の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>																				
学校又は養成施設の課程数	合計：281課程  <table border="1"> <caption>理学療法士養成施設別の課程数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>課程数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	課程数	大学	115	短大	6	専修学校	157	その他	3	合計：208課程  <table border="1"> <caption>作業療法士養成施設別の課程数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>課程数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	課程数	大学	86	短大	6	専修学校	114	その他	2
施設の種類	課程数																					
大学	115																					
短大	6																					
専修学校	157																					
その他	3																					
施設の種類	課程数																					
大学	86																					
短大	6																					
専修学校	114																					
その他	2																					
学校又は養成施設ごとの就業者数等※	令和4年度の合格者総数：11,312人  <table border="1"> <caption>理学療法士養成施設別の就業者数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>就業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>5,606</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>5,438</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	就業者数	大学	5,606	短大	260	専修学校	5,438	その他	8	令和4年度の合格者総数：4,793人  <table border="1"> <caption>作業療法士養成施設別の就業者数</caption> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>就業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>2,476</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>2,202</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	就業者数	大学	2,476	短大	112	専修学校	2,202	その他	3
施設の種類	就業者数																					
大学	5,606																					
短大	260																					
専修学校	5,438																					
その他	8																					
施設の種類	就業者数																					
大学	2,476																					
短大	112																					
専修学校	2,202																					
その他	3																					

### 3) 柔整、あはき

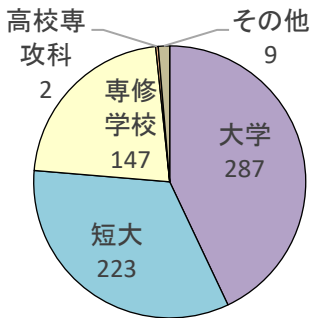
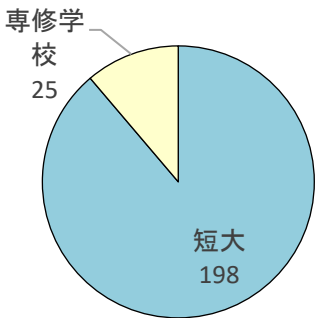
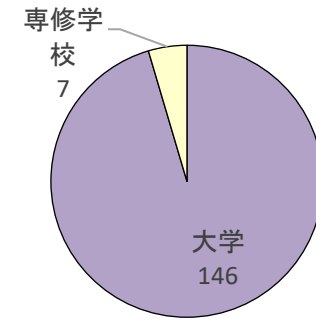
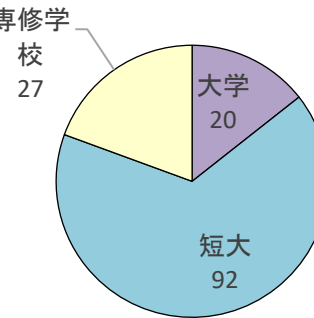
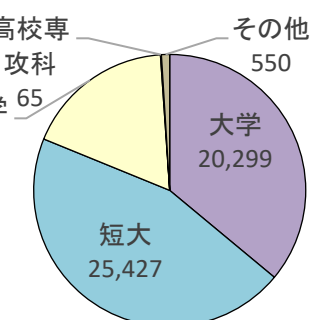
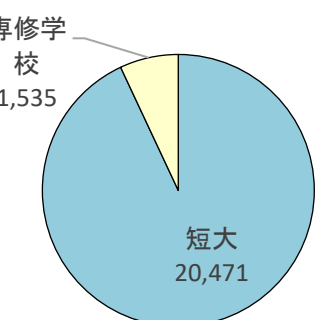
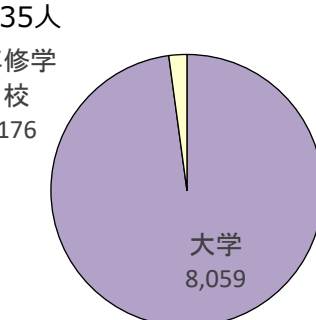
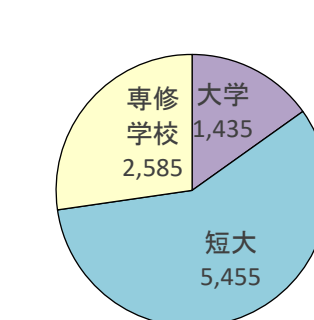
	柔道整復師	あん摩マッサージ指圧師	はり師	きゅう師
国家試験受験資格の取得要件 (外国の養成校を卒業した場合、外国で相当免許を受けた場合を除く)	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において、三年以上柔道整復師として必要な知識及び技能を修得したもの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設において、三年以上あん摩マッサージ指圧師として必要な知識及び技能を修得したもの ○著しい視覚障害があり、高等学校に入学することのできる者であって、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設において、三年以上あん摩マッサージ指圧師として必要な知識及び技能を修得又は五年以上あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として必要な知識及び技能を修得したもの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が認定した学校、厚生労働大臣が認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、三年以上はり師として必要な知識及び技能を修得したもの ○著しい視覚障害があり、高等学校に入学することのできる者であって、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設において、五年以上あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として必要な知識及び技能を修得したもの	○大学の入学資格を有する者であって、文部科学大臣が認定した学校、厚生労働大臣が認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、三年以上きゅう師として必要な知識及び技能を修得したもの ○著しい視覚障害があり、高等学校に入学することのできる者であって、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した養成施設において、五年以上あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師として必要な知識及び技能を修得したもの
学校又は養成施設の種類	・大学 ・短大 ・専修学校 ・その他の養成施設	・大学 ・専修学校 ・各種学校 ・その他の養成施設	・大学 ・専修学校 ・その他の養成施設	・大学 ・専修学校 ・その他の養成施設
学校又は養成施設の課程数	合計：115課程 	合計：85課程 	合計：156課程 	合計：156課程 
学校又は養成施設ごとの資格取得者数等※	令和4年度の合格者総数：2,244人 	令和4年度の合格者総数：1,148人 	令和4年度の合格者総数：2,877人 	令和4年度の合格者総数：2,875人 

# 4) 福祉系

	介護福祉士	社会福祉士	精神保健福祉士																																																										
資格の取得要件	<p>(介護福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学の入学資格を有する者であって、介護福祉士養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。</li> <li>○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者であって、介護福祉士養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○大学の入学資格を有する者であって、保育士養成施設又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設において、一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○三年以上介護等の業務に従事した者であって、実務者養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</li> <li>○高等学校等において厚労省令に定める所定の科目及び単位数を修めて卒業した者</li> </ul>	<p>(社会福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>【指定科目の履修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学（短期大学を除く。以下同じ。）において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（指定科目）を修めて卒業した者その他その者に準ずる者</li> <li>○短期大学（修業年限が三年であるもの）において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの</li> <li>○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの</li> </ul> <p>【短期養成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、社会福祉士短期養成施設等において、六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学（修業年限が三年であるもの）において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司並びに社会福祉主事であった期間が四年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> </ul> <p>【一般養成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学を卒業した者等であって、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学（修業年限が三年であるもの）を卒業した者等であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</li> </ul>	<p>(精神保健福祉士国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>【指定科目の履修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学（短期大学を除く。以下同じ。）において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保護及び福祉に関する科目（指定科目）を修めて卒業した者その他その者に準ずる者</li> <li>○短期大学（修業年限が三年であるもの）において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの</li> <li>○短期大学において指定科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの</li> </ul> <p>【短期養成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保護及び福祉に関する基礎科目を修めて卒業した者等であって、精神保健福祉士短期養成施設等において、六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学（修業年限が三年であるもの）において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学において基礎科目を修めて卒業した者等であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</li> </ul> <p>【一般養成施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学を卒業した者等であって、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学（修業年限が三年であるもの）を卒業した者等であって、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○短期大学又は高等専門学校を卒業した者等であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</li> <li>○指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</li> </ul>																																																										
養成施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・各種学校</li> <li>・高校専攻科</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・専修学校</li> </ul>																																																										
養成施設数 (令和5年4月1日時点)	<p>合計：358課程</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>63</td></tr> <tr><td>短大</td><td>55</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>237</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	63	短大	55	専修学校	237	その他	2	<p>指定科目を置く大学等：294課程</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>247</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>13</td></tr> <tr><td>その他</td><td>34</td></tr> </table> <p>短期養成施設：16課程</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>2</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1</td></tr> </table> <p>一般養成施設：80課程</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>3</td></tr> <tr><td>短大</td><td>1</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>72</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	247	専修学校	13	その他	34	施設種別	数	大学	2	その他	1	施設種別	数	大学	3	短大	1	専修学校	72	その他	4	<p>指定科目を置く大学等：174校</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>149</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>25</td></tr> <tr><td>その他</td><td>4</td></tr> </table> <p>短期養成施設：33施設</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>4</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>29</td></tr> </table> <p>一般養成施設：50施設</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>3</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>47</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	149	専修学校	25	その他	4	施設種別	数	大学	4	専修学校	29	施設種別	数	大学	3	専修学校	47				
施設種別	数																																																												
大学	63																																																												
短大	55																																																												
専修学校	237																																																												
その他	2																																																												
施設種別	数																																																												
大学	247																																																												
専修学校	13																																																												
その他	34																																																												
施設種別	数																																																												
大学	2																																																												
その他	1																																																												
施設種別	数																																																												
大学	3																																																												
短大	1																																																												
専修学校	72																																																												
その他	4																																																												
施設種別	数																																																												
大学	149																																																												
専修学校	25																																																												
その他	4																																																												
施設種別	数																																																												
大学	4																																																												
専修学校	29																																																												
施設種別	数																																																												
大学	3																																																												
専修学校	47																																																												
養成施設ごとの資格取得者数等※	<p>令和4年度の合格者数：5,888人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>4,290</td></tr> <tr><td>大学</td><td>686</td></tr> <tr><td>短大</td><td>805</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5</td></tr> </table> <p>令和4年度介護福祉士試験における福祉系高校（専攻科含む）からの合格者数：2,322人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>95</td></tr> <tr><td>短大</td><td>7</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5</td></tr> </table>	施設種別	数	専修学校	4,290	大学	686	短大	805	その他	5	施設種別	数	専修学校	95	短大	7	その他	5	<p>令和4年度の合格者総数（指定科目を置く大学等）：9,079人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>8,696</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>298</td></tr> <tr><td>短大</td><td>85</td></tr> </table> <p>令和4年度の合格者総数（短期養成施設）：998人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>76</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>313</td></tr> </table> <p>令和4年度の合格者総数（一般養成施設）：6,261人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>459</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>4,390</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,412</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	8,696	専修学校	298	短大	85	施設種別	数	大学	76	専修学校	313	施設種別	数	大学	459	専修学校	4,390	その他	1,412	<p>令和4年度の合格者総数（指定科目を置く大学等）：1,640人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>1,558</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>82</td></tr> </table> <p>令和4年度の合格者総数（短期養成施設）：2,135人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>198</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>1,937</td></tr> </table> <p>令和4年度の合格者総数（一般養成施設）：1,221人</p> <table border="1"> <tr><th>施設種別</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>26</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>1,195</td></tr> </table>	施設種別	数	大学	1,558	専修学校	82	施設種別	数	大学	198	専修学校	1,937	施設種別	数	大学	26	専修学校	1,195
施設種別	数																																																												
専修学校	4,290																																																												
大学	686																																																												
短大	805																																																												
その他	5																																																												
施設種別	数																																																												
専修学校	95																																																												
短大	7																																																												
その他	5																																																												
施設種別	数																																																												
大学	8,696																																																												
専修学校	298																																																												
短大	85																																																												
施設種別	数																																																												
大学	76																																																												
専修学校	313																																																												
施設種別	数																																																												
大学	459																																																												
専修学校	4,390																																																												
その他	1,412																																																												
施設種別	数																																																												
大学	1,558																																																												
専修学校	82																																																												
施設種別	数																																																												
大学	198																																																												
専修学校	1,937																																																												
施設種別	数																																																												
大学	26																																																												
専修学校	1,195																																																												

※厚生労働省「第35回介護福祉士国家試験養成施設等別合格率」、「第35回社会福祉士国家試験学校別合格率」、「第25回精神保健福祉士国家試験学校別合格率」を元に文部科学省において集計。38

## 5) 教育系、家政系

	保育士	幼稚園教諭 二種	管理栄養士	栄養士																																
資格の取得要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県知事の指定する保育士養成施設を卒業した者</li> <li>○保育士試験に合格した者 (保育士試験の受験資格は、原則として次のいずれかに該当すること。①短大卒業又は同等以上、②高校卒業後に児童福祉施設での実務経験2年以上、③中学卒業後に児童福祉施設での実務経験5年以上) (なお、幼稚園教諭免許保持者については筆記試験2科目と実技試験が免除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○短期大学士の学位を有し、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</li> <li>○指定教員養成機関を卒業し、又は短期大学士と同等以上の資格を有すると文部科学大臣が認めた場合であって、大学又は指定教員養成機関において所定の単位を修得した者</li> <li>○3年以上の実務経験等の条件を満たした保育士等で、幼稚園教員資格認定試験に合格した者</li> </ul>	<p>(管理栄養士国家試験受験資格の取得要件) 栄養士であって以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○修業年限が四年である養成施設であって、学校(専修学校及び各種学校を含む)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した管理栄養士養成施設を卒業した者</li> <li>○修業年限が二年、三年又は四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年、二年又は一年以上(在学+実務が五年以上)栄養の指導に従事した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者</li> </ul>																																
養成施設の種類の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・高校専攻科</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・専修学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> </ul>																																
養成施設数	<p>合計：668施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>287</td></tr> <tr><td>短大</td><td>223</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>147</td></tr> <tr><td>高校専攻科</td><td>2</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	287	短大	223	専修学校	147	高校専攻科	2	その他	9	<p>合計：223施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>短大</td><td>198</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>25</td></tr> </table>	施設の種類	数	短大	198	専修学校	25	<p>合計：153施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>146</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>7</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	146	専修学校	7	<p>合計：139施設</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>短大</td><td>92</td></tr> <tr><td>大学</td><td>20</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>27</td></tr> </table>	施設の種類	数	短大	92	大学	20	専修学校	27
施設の種類	数																																			
大学	287																																			
短大	223																																			
専修学校	147																																			
高校専攻科	2																																			
その他	9																																			
施設の種類	数																																			
短大	198																																			
専修学校	25																																			
施設の種類	数																																			
大学	146																																			
専修学校	7																																			
施設の種類	数																																			
短大	92																																			
大学	20																																			
専修学校	27																																			
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>令和4年の入学定員：56,335人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>短大</td><td>25,427</td></tr> <tr><td>大学</td><td>20,299</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>9,994</td></tr> <tr><td>高校専攻科</td><td>65</td></tr> <tr><td>その他</td><td>550</td></tr> </table>	施設の種類	数	短大	25,427	大学	20,299	専修学校	9,994	高校専攻科	65	その他	550	<p>令和3年度新規卒業者の資格取得者総数：22,006人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>短大</td><td>20,471</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>1,535</td></tr> </table>	施設の種類	数	短大	20,471	専修学校	1,535	<p>令和4年度の国家試験合格者数(うち管理栄養士養成施設の新卒者数)：8,235人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>大学</td><td>8,059</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>176</td></tr> </table>	施設の種類	数	大学	8,059	専修学校	176	<p>令和5年度の入学定員：9,475人</p>  <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>短大</td><td>5,455</td></tr> <tr><td>大学</td><td>1,435</td></tr> <tr><td>専修学校</td><td>2,585</td></tr> </table>	施設の種類	数	短大	5,455	大学	1,435	専修学校	2,585
施設の種類	数																																			
短大	25,427																																			
大学	20,299																																			
専修学校	9,994																																			
高校専攻科	65																																			
その他	550																																			
施設の種類	数																																			
短大	20,471																																			
専修学校	1,535																																			
施設の種類	数																																			
大学	8,059																																			
専修学校	176																																			
施設の種類	数																																			
短大	5,455																																			
大学	1,435																																			
専修学校	2,585																																			

## 6) 理美容、調理

	理容師	美容師	調理師																																						
資格の取得要件	<p>(理容師国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>○高校を卒業した者等であって、理容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>(美容師国家試験受験資格の取得要件)</p> <p>○高校を卒業した者等であって、美容師養成施設において2年以上(通信課程の場合は3年以上)美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したもの</p>	<p>○厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>○中学校を卒業した者等であって、多人数に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p>																																						
養成施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校</li> <li>・各種学校</li> <li>・高校別科</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・各種学校</li> <li>・高校別科</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・各種学校</li> <li>・高校</li> <li>・その他養成施設</li> </ul>																																						
養成施設数	<p>合計：88施設</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>74</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>1</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>1</td></tr> </table>	施設の種類	数	専修学校	74	その他	12	高校別科	1	各種学校	1	<p>合計：282施設</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>237</td></tr> <tr><td>その他</td><td>38</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>1</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>2</td></tr> <tr><td>大学</td><td>2</td></tr> <tr><td>短大</td><td>2</td></tr> </table>	施設の種類	数	専修学校	237	その他	38	高校別科	1	各種学校	2	大学	2	短大	2	<p>合計：275施設</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>149</td></tr> <tr><td>高校</td><td>113</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>2</td></tr> <tr><td>大学</td><td>1</td></tr> <tr><td>短大</td><td>7</td></tr> </table>	施設の種類	数	専修学校	149	高校	113	その他	3	各種学校	2	大学	1	短大	7
施設の種類	数																																								
専修学校	74																																								
その他	12																																								
高校別科	1																																								
各種学校	1																																								
施設の種類	数																																								
専修学校	237																																								
その他	38																																								
高校別科	1																																								
各種学校	2																																								
大学	2																																								
短大	2																																								
施設の種類	数																																								
専修学校	149																																								
高校	113																																								
その他	3																																								
各種学校	2																																								
大学	1																																								
短大	7																																								
養成施設ごとの資格取得者数等	<p>令和4年の資格取得者総数：1,048人</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>930</td></tr> <tr><td>その他</td><td>91</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>25</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>2</td></tr> </table>	施設の種類	数	専修学校	930	その他	91	高校別科	25	各種学校	2	<p>令和4年の資格取得者総数：17,266人</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>16,444</td></tr> <tr><td>その他</td><td>621</td></tr> <tr><td>高校別科</td><td>43</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>13</td></tr> <tr><td>大学</td><td>23</td></tr> <tr><td>短大</td><td>122</td></tr> </table>	施設の種類	数	専修学校	16,444	その他	621	高校別科	43	各種学校	13	大学	23	短大	122	<p>令和4年度の入学定員：24,688人</p> <table border="1"> <tr><th>施設の種類</th><th>数</th></tr> <tr><td>専修学校</td><td>18,441</td></tr> <tr><td>高校</td><td>5,622</td></tr> <tr><td>その他</td><td>105</td></tr> <tr><td>各種学校</td><td>130</td></tr> <tr><td>大学</td><td>60</td></tr> <tr><td>短大</td><td>330</td></tr> </table>	施設の種類	数	専修学校	18,441	高校	5,622	その他	105	各種学校	130	大学	60	短大	330
施設の種類	数																																								
専修学校	930																																								
その他	91																																								
高校別科	25																																								
各種学校	2																																								
施設の種類	数																																								
専修学校	16,444																																								
その他	621																																								
高校別科	43																																								
各種学校	13																																								
大学	23																																								
短大	122																																								
施設の種類	数																																								
専修学校	18,441																																								
高校	5,622																																								
その他	105																																								
各種学校	130																																								
大学	60																																								
短大	330																																								



## 7) 工業系

	自動車整備士（1級）	自動車整備士（2級）	自動車整備士（3級）
技能検定の受験資格の取得要件	○ 2級の技能検定に合格した者であって、1種養成施設の1級の課程を修了したもの等 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○ 1種養成施設の2級の課程を修了した者 ○ 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の2級の課程を修めて卒業した者 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)	○ 1種養成施設の3級の課程を修了した者 (養成施設の課程を修了した者等については、学科試験又は実技試験の全部又は一部が免除)
養成施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・短大</li> <li>・専修学校</li> <li>・高校</li> <li>・職能開発校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校</li> <li>・高校</li> <li>・職能開発校</li> <li>・その他の養成施設</li> </ul>
養成施設数	合計：59施設（1種養成施設） 	合計：169施設（1種養成施設及び国土交通大臣が定める学科を有する大学等） 	合計：87施設（1種養成施設） 
養成施設ごとの資格取得者数等	令和4年の入学定員：1,741人 	令和4年の入学定員：11,970人 	令和4年の入学定員：3,837人 

# 大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方について

## (背景)

中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月中央教育審議会）及び今般のコロナ禍を受け、高等教育の在り方が急速に変化したこと等を踏まえつつ、新たな大学等の質保証システムの在り方等を中央教育審議会大学分科会質保証システム部会で議論がなされ、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」として令和4年3月18日にとりまとめられた。本審議まとめを踏まえ、高等教育局において、大学設置基準等の改正が行われ、教員に関する規定、単位数の算定方法などについて見直しが行われたところ。

## ○主な改正内容のうち専修学校設置基準に影響のあるもの

- (1) 単位数の算定方法
- (2) 教員に関する規定について
- (3) 通信制の学科における授業の方法等について
- (4) その他

## (1) 単位数の算定方法

大学設置基準においては、単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としつつ、「講義及び演習（15～30時間）」と「実験、実習及び実技（30～45時間）」に分けて定めている規定を改め、「授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学の定める時間の授業をもって1単位」として単位数を計算する規定に改める。

### 【対応方針】

専修学校としての特色（実習・実技を重視した実践的な職業教育）を踏まえ、改正は行わず現行規定を維持する方向でどうか。

○専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)【抄】

第19条（略）

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

2（略）

（各授業科目の単位数）

第23条（略）

- 2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもって一単位とする。
- 3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。
  - 三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

4（略）

## (2) - 1 教員に関する規定について

大学設置基準等においては、「専任教員」を「基幹教員」と改める。また、「基幹教員」のうち4分の1の範囲で、要件（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を負うものであって、年間8単位以上の授業科目を担当）を満たした兼任の教員を「基幹教員」として算定することを可能とし、多様な教員登用の促進等を図り、より質の高い教育課程の実現を推進する。

### 【現行制度（専任の教員）】

一の専修学校に限り、専任の教員となるとされている。

※ただし、別表で定める必要教員数のうち、半数以上を専任の教員であることを求めている。

※現行の専修学校設置基準においては、「専任の教員」の具体的な定義はないが、昭和51年施行通知において「専任の教員」は当該専修学校に本務として従事する者とされている。また少なくとも二以上の専修学校の教員を兼ねている場合には、一の専修学校において専任の教員とみなすとされている。

### 【見直し後（基幹教員）】

上記の大学設置基準の改正内容を踏まえると、

①「専任の教員」を「基幹教員」とし、その定義を以下に示すかどうか。

- ・本務として当該専修学校における教育に従事するもの、
- ・年間8単位以上の授業科目を担当するもの

どちらかの定義を満たす教員を基幹教員とする。

②必要な基幹教員のうち、複数の学校・学科において基幹教員として算定できるのは、必要な基幹教員のうち4分の1の範囲内と改正するのはどうか。

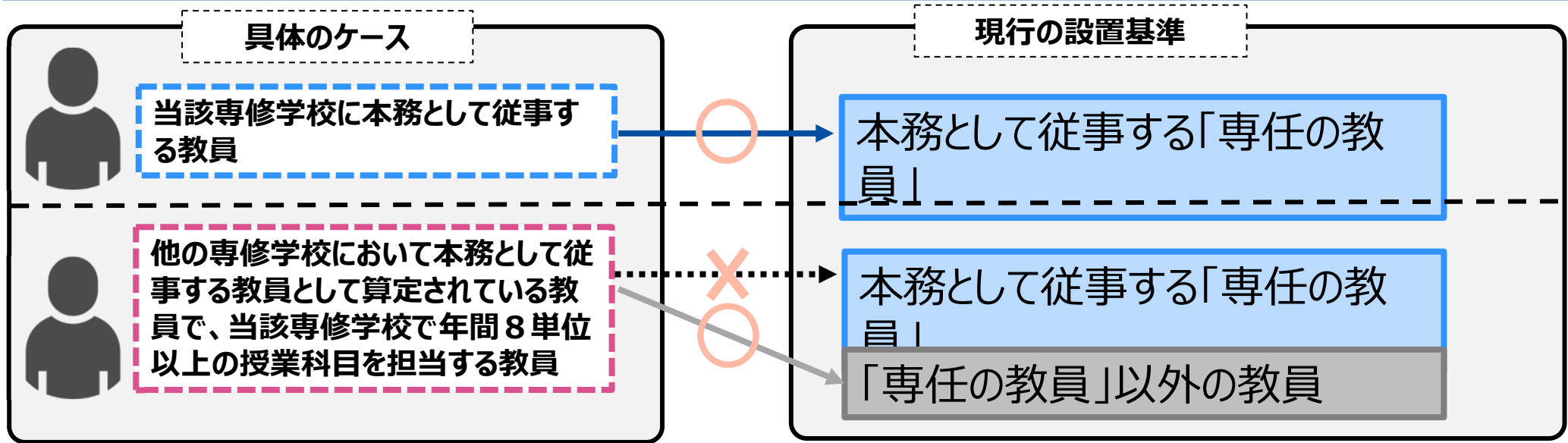
③複数の専修学校等において、基幹教員として算定できる教員は、大学と同様に年間8単位以上の授業科目を担当する教員とするのはどうか。

※改正後の大学設置基準等においては、基幹教員を以下と定義

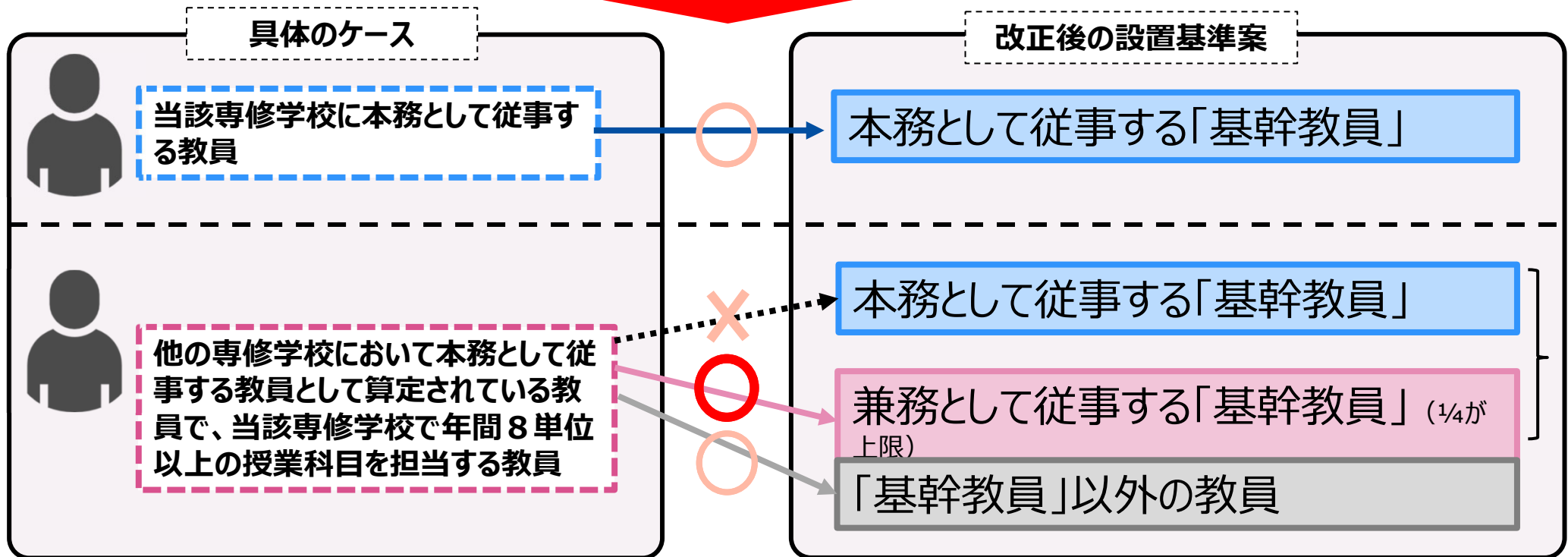
- ①教育課程の編成等に責任を担い、主要授業科目を担当するもの
- ②教育課程の編成等に責任を担い、8単位以上の授業科目を担当するもの

教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参画することを想定

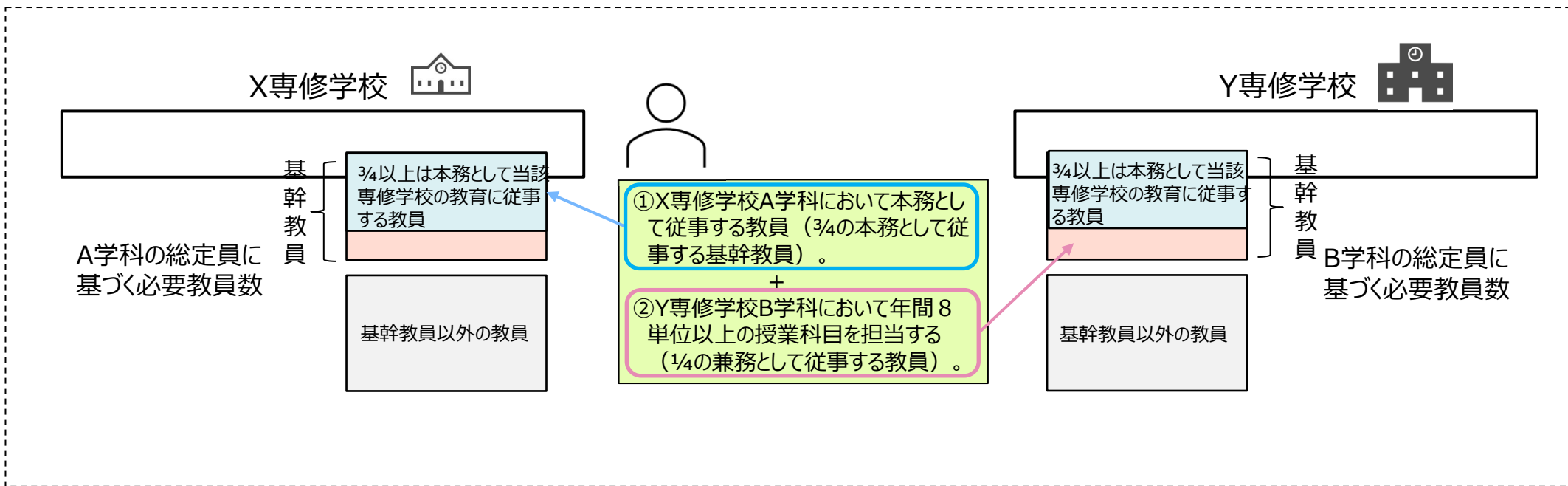
# 改正により必要最低教員数の算定がどのように変更されるか。



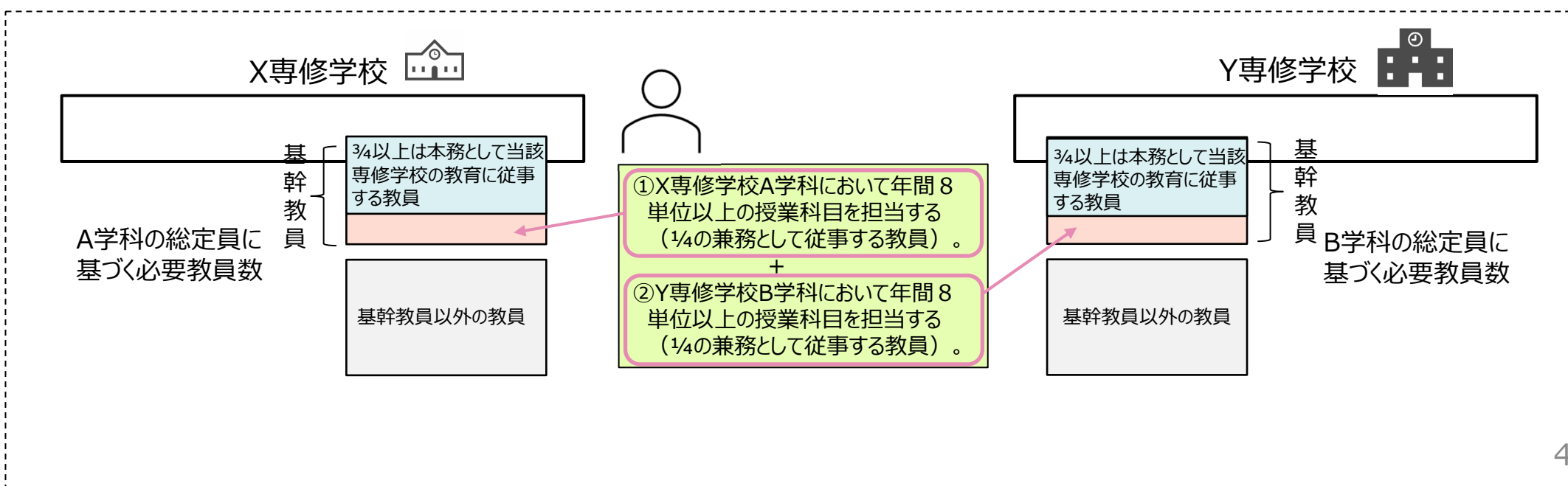
**改正**



# 必要最低教員数の算定ケース①複数の専修学校で兼任



# 必要最低教員数の算定ケース②複数の専修学校で兼任

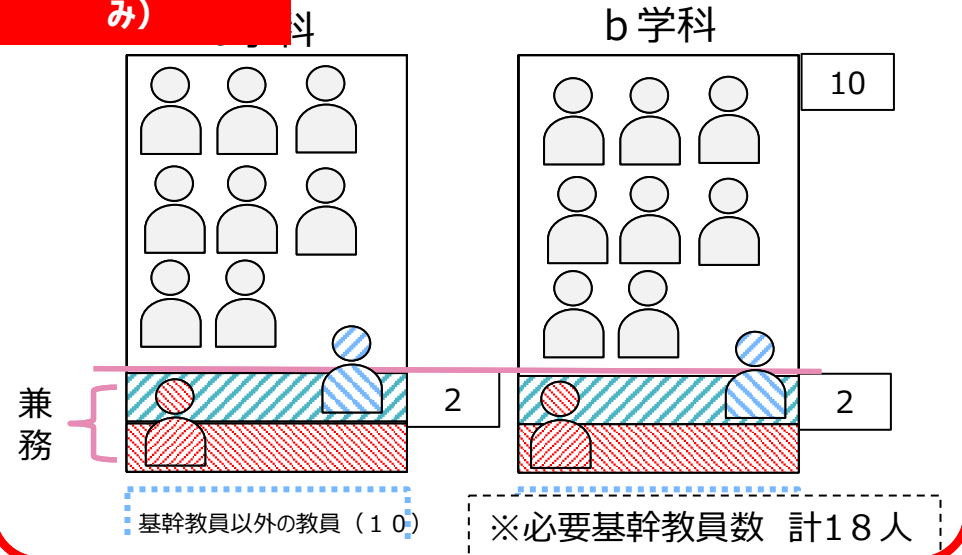


# 専修学校教育の質の確保の観点から、学内で兼務する場合の算定方法について

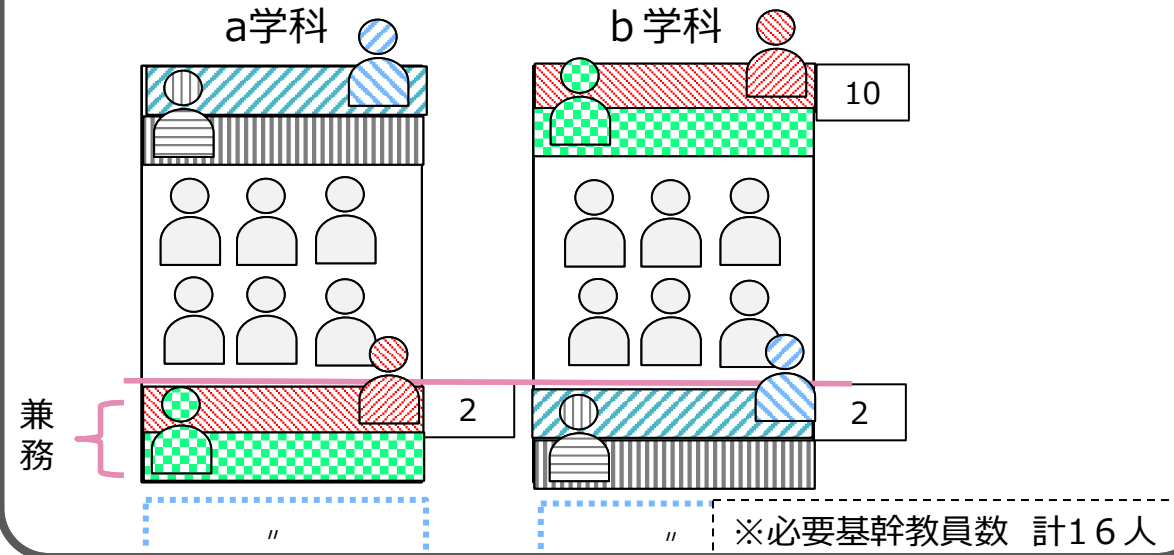
## 2 学科での兼任のケース

※各学科必要教員数20人であって、各学科が他分野である場合

○ (重複枠のみ)



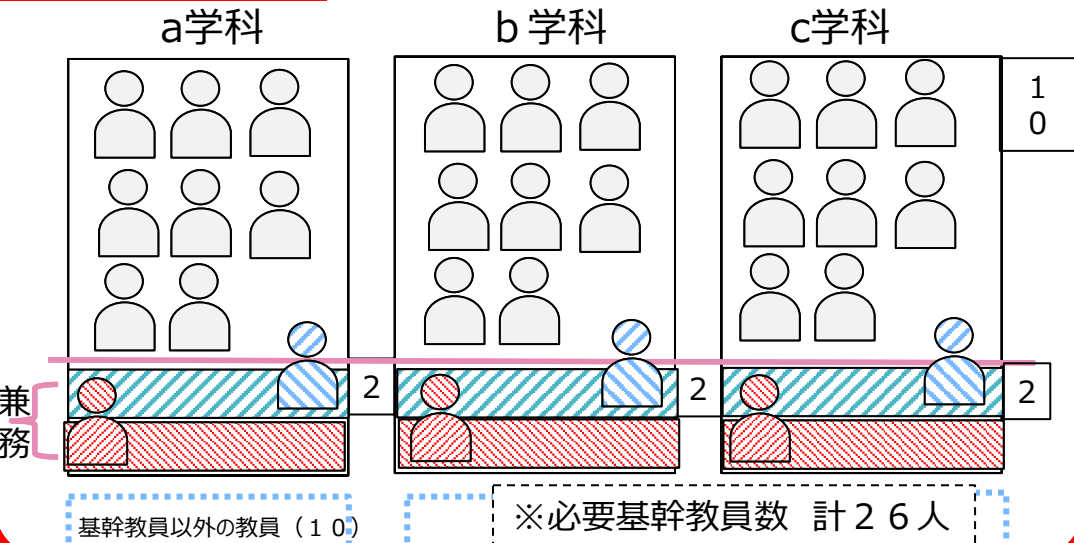
× (通常枠×重複枠)



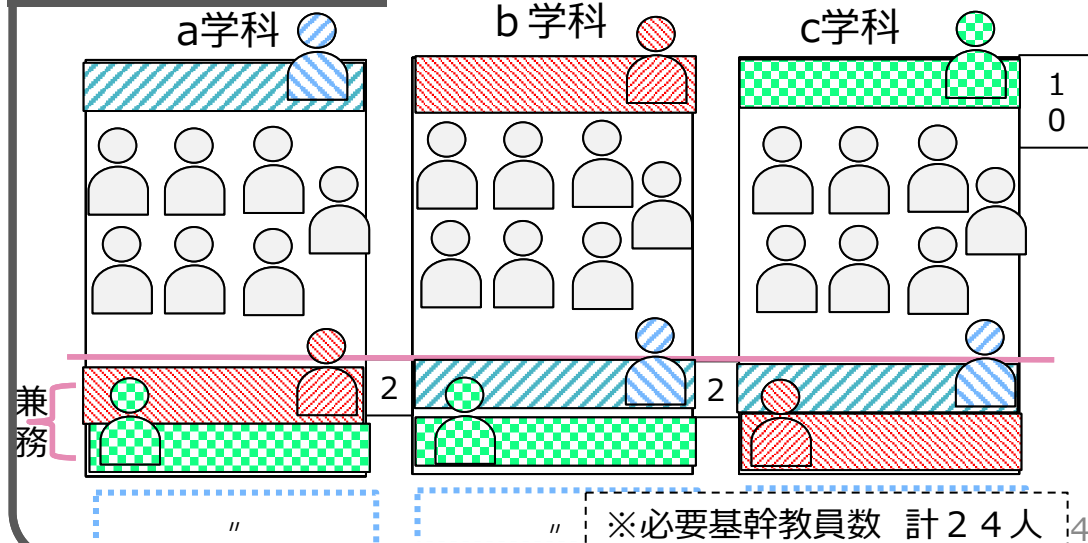
## 3 学科での兼任のケース

※各学科必要教員数20人であって、各学科が他分野である場合

○ (重複枠のみ)



× (通常枠×重複枠)

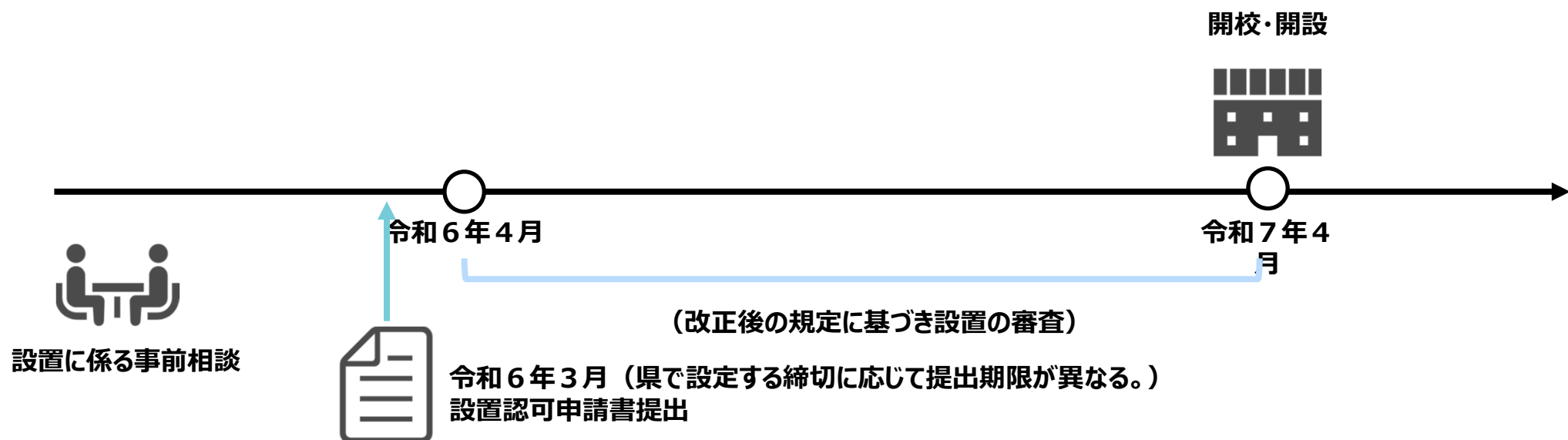


## (2) - 2 教員に関する規定に関する経過措置等について

令和7年度以降に開校・開設を行おうとする専修学校の設置の認可については改正後の規定に基づき設置の審査を行う。ただし、それ以前に開校・開設を行おうとする設置の認可については、改正前の規定に基づき申請及び審査を行う。

### 【スケジュールのイメージ】

※令和7年4月開校の場合



- なお、本省令施行後ただちに「専任の教員」を「基幹教員」と改めることのみ学則変更は要しないものとする。

ただし、学則変更について他の改正事項があり、所轄庁等に届出を行う場合は、改正後の規定を前提とした学則となるように変更すべき旨を周知。

- 所轄庁の都道府県においては、設置審査基準の改正及び様式の変更を、上記の申請書提出の受付までの間に検討いただく必要。



### (3) 通信制の学科における授業の方法等について

現行の規定においては、通信制大学における授業を「印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業」と規定されており、文字、写真等を紙媒体に印刷した教材（印刷教材）や、同様の内容をCD-ROM等に記録した教材（その他これに準ずる教材）を用いて学修させることが想定されており、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、物理的な教材（書籍、CD-ROM等）や放送授業を前提としている現在の規定ぶりについて、クラウドでの教材やオンデマンドでの映像教材配信など、デジタルに対応する観点で一定の見直しを行うよう提言されたことを受け、それに対応をする大学通信教育設置基準の改正が行われた。

#### 【対応方針】

本改正を受け、専修学校設置基準に規定する通信制の学科における授業においても、印刷教材等による授業に関し、物理的方法のみならずインターネット等により教材を提供することが可能である旨を明確化するとともに、放送授業に関し、視聴の対象としてインターネット等を通じて提供する映像、音声等が含まれることを明確化する改正を行う。

#### （改正の概要）

第30条第1項の規定を「通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業」と改正する。

# 専修学校設置基準の改正(基幹教員、通信制の学科)

## 専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行について(通知)(抄)(令和5年2月28日)

### 第1 改正の概要

#### (1) 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第23号)の一部改正

- ア 通信制の学科における授業の方法等に関し、印刷教材その他これに準ずる教材の内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することも可能であることを明確化すること。(第30条関係)
- イ 教員に関し、「専任の教員」を「基幹教員」と改め、その定義を「本務として当該専修学校における教育に従事する教員(専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。)
- 又は1の分野に属する1若しくは2以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当する教員」とすること。(第39条、第40条関係)
- (ア) 置かなければならない基幹教員の数(以下「必要基幹教員数」という。)の4分の3以上は、本務として当該専修学校に従事する教員である基幹教員(以下「本務基幹教員」という。)とすること。
- (イ) 必要基幹教員数に、本務基幹教員として算入することができるのは、1の専修学校の1の分野についてのみとすること。
- (ウ) 必要基幹教員数には、1の基幹教員は、同一専修学校ごとに1の分野についてのみ算入するものとする。ただし、必要基幹教員数の4分の1の範囲内であれば、同一専修学校における複数の分野において、それぞれ1年につき8単位以上の当該分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員である基幹教員(以下「年8単位以上基幹教員」という。)として算入することができることとする。

### 第2 留意事項

#### 1 基幹教員の要件

- (1) 本務基幹教員は、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和51年1月23日文部事務次官通達(文管振第85号))で定義する「専任の教員」と同一であること。
- (2) 「1の分野に属する1若しくは2以上の学科の教育課程に係る授業科目を1年につき8単位以上担当」について、複数の分野の異なる学科等で共通して開講されている授業科目である場合は、いずれか1の分野での算入に限ること。なお、名称や位置づけが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、これも同様の取り扱いとすること。

#### 2 基幹教員数への算入等

- (1) 複数の専修学校における算入について  
本務基幹教員は、1の専修学校の1の分野についてのみ算入するものであり、複数の専修学校で本務基幹教員として算入することは認められないこと。ただし、ある専修学校で本務基幹教員として算入されている場合であっても、他の専修学校において必要基幹教員数の4分の1以内であれば、当該他の専修学校において年8単位以上基幹教員となることが可能であること。なお、複数の専修学校においてそれぞれ必要基幹教員数の4分の1の範囲内で、年8単位以上基幹教員として算入することも可能であること。
- (2) 同一専修学校における複数分野にわたる算入について  
同一専修学校内では、一方で4分の3以上必要とされる本務基幹教員として算入し、他方で年8単位以上基幹教員としてそれぞれに算入することは認められないこと。ただし、1の専修学校の複数の分野で必要基幹教員数の4分の1の範囲内であれば、年8単位以上基幹教員として、それぞれの分野において算入することができること。
- (3) 労務管理等  
(ア) 同一の者が基幹教員として従事できる専修学校等の数に、一律の制限を設けるものではないが、適切な教育活動が行われるよう、労務管理等には十分留意することが必要であり、他の専修学校における担当授業科目の状況等に係る情報は得ておくことが望ましいこと。  
(イ) 複数の専修学校等において業務に従事する場合、兼業やクロスアポイントメントの形によることが想定される。こうした場合の基幹教員の処遇等については、各専修学校における判断によることとなるが、必要に応じ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月8日改訂 厚生労働省)や「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点【追補版】」(令和2年6月26日 経済産業省・文部科学省)等を参考とし、適切に対応されたいこと。

#### 4 経過措置等

- (1) 基幹教員に関する規定は、令和7年度以降に行おうとする設置の認可申請に係る審査から適用されること。
- (2) 改正省令の基幹教員に関する規定の施行の際現に設置されている専修学校については、なお従前の例によることとすることとするため、この改正を反映するためだけに学則変更の届出をする必要はないこと。
- (3) 改正省令の基幹教員に関する規定の施行の際現に設置されている専修学校であっても、令和7年度以降に行おうとする課程の設置や目的変更の認可申請、学科の設置に係る学則変更や分校設置の届出をする場合には、改正後の規定が適用されること。

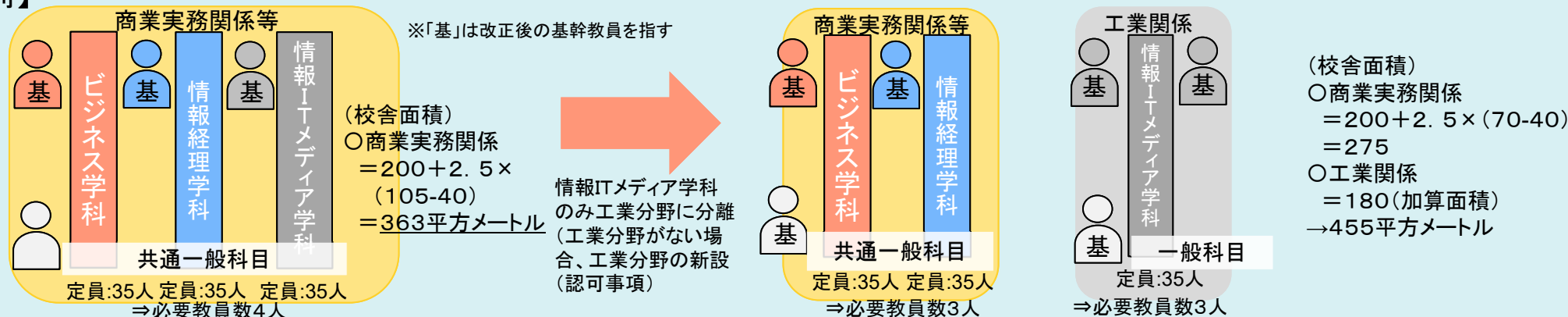
# 専門学校におけるデジタル人材の育成の促進について

令和5年4月10日(月)  
「専修学校設置基準の一部改正について」  
省令解説資料より抜粋

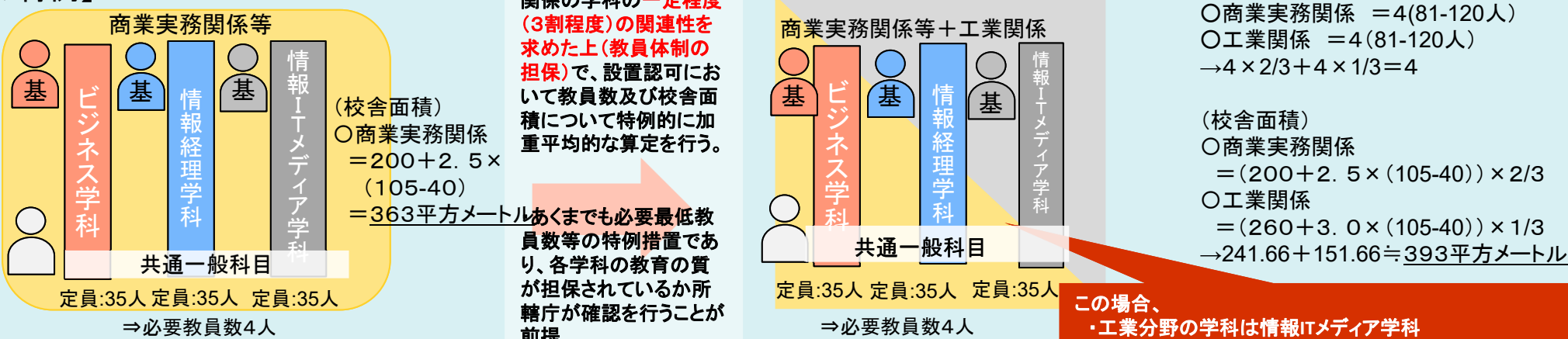
## 【特例制度について】

- デジタル人材の育成を行う場合に限り、一定の条件(他分野と工業分野の一定の関連性を求める)を満たした場合について、別表の備考に特例措置を規定(設置基準の別表1~4の運用の特例を認めるもの)し、複数分野を一まとまりとして必要教員数及び校舎面積を加重平均で算定できるよう改める。
- 本特例は、設置しようとする情報関係学科と他分野学科の教育内容に一定程度の関連性がある場合は、教員数等に関し、柔軟な算定を行うことを可能とするものであり、具体的には分野の異なるそれぞれの学科の教育内容に概ね3割程度の関連性が求められる。
- 情報関係学科に配置される教員については、当該学科の教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有することが必要。
- 本特例により設置された情報関係学科は工業関係分野に属するものとする。
- 本特例の算定を行うことができるものは、1の情報関係学科(既存の学科の分野を変更して新設する場合を含む。以下同じ。)に限るものであり、複数の情報関係学科を新設する場合は、本特例によらずに分野を新設するものとする。また、本特例の算定を行うことができるのは、新設しようとする情報関係学科の生徒定員が原則40人未満のものに限り、40人以上の情報関係学科を新設する場合は、本特例によらずに分野を新設するものとする。

## 【改正前】



## 【算定の特例】



この場合、  
・工業分野の学科は情報ITメディア学科  
・ビジネス学科・情報経理学科は引き続き商業実務分野に属する。

# 学校基本調査における分野分類

## 100 工業関係

- 101 測 量……測量, 地図製図
- 102 土木・建築……土木, 建築, 建築設計, 建築工学, 建築設備工学, 建築設備, 都市建設工学, 土木学, 土木工学, 建設, 通信土木, 設備工学
- 103 電気・電子……電子工学, 電気工事, 電気, 電子工, 電気工, 電気工学, 電子, 電業技術, 電子研究, 放医電子, 電気技術, 航空電子
- 104 無線・通信……電気通信, 放送, 通信, テレビ, 電波通信, テレビ工学, 通信機械, 通信線路, 電気テレビ, 無線工学
- 105 自動車整備……自動車整備
- 106 機 械……機械, 機械工学, 機械設計
- 107 電子計算機……電子計算機, 電子計算, コンピュータ, 電算, 電算ビジネス, プログラマー
- 108 情報処理……情報処理技術, 女子情報処理, 情報, 情報処理, 情報ビジネス, 情報技術, 情報管理, 情報工学
- 190 その他……製図, 工業, 造船, 応用化学, 金属, 公害, 眼鏡, 冷凍空調, コンクリート, 自動車工業, 航空工学, 航空整備, 航空機整備, 時計眼鏡宝飾, 環境設備, 眼鏡技術, 製図トレーサー, 写植オペレーター, 自動車地質調査, 電気機械溶接, 素材工学(セラミック), 遺伝子工学(バイオテクノロジー)

## 200 農業関係

- 201 農 業……農業
- 202 園 芸……園芸, ガーデニング, 造園
- 290 その他……食肉技術, きのこ栽培, 生物工学(バイオテクノロジー), 水産増殖

## 300 医療関係

- 301 看 護……看護, 高等看護
- 302 准 看 護……准看護
- 303 歯 科 衛 生……歯科衛生
- 304 歯 科 技 工……歯科技工
- 305 臨 床 検 査……臨床検査
- 306 診 療 放 射 線……診療放射線, 放射線, レントゲン
- 307 はり・きゅう・あんま……はり, きゅう, 鍼灸マッサージ, 鍼灸, あん摩, マッサージ, 指圧
- 308 柔 道 整 復……柔道整復, 柔整
- 309 理学・作業療法……理学療法, 作業療法, リハビリテーション
- 390 その他……医学技術, カイロプラクティック, 姿勢保健, 均整, 視能訓練, 医療, 保健師, 助産師

## 400 衛生関係

- 401 栄 養 養 成……栄養, 栄養料理
- 402 調 理……調理, 調理師
- 403 理 容……理容
- 404 美 容……美容
- 405 製菓・製パン……製菓, 製菓衛生師
- 490 その他……薬学, エステ, ネイルアート

## 500 教育・社会福祉関係

- 501 保育士養成……保育, 保育士
- 502 教員養成……幼児教育, 幼稚園教員, 幼稚園教諭, 幼稚教育, 児童教育, 養護教育, 音楽, 幼教
- 503 介護福祉……介護福祉
- 504 社会福祉……社会福祉
- 590 その他……ボランティア

## 600 商業実務関係

- 601 商 業……商業, 経済商業, 商業実務, 商経実務, 商経
- 602 経 理 ・ 簿 記……経理, 経理会計, 経理実務, 簿記会計, 簿記, 経理事務, 商業簿記, 会計, 税務会計, 計算実務, 簿記珠算, 経営経理, 財務, 税理, 税務
- 603 タイピスト……タイプ, 和文タイプ, タイプ文書, タイピスト, 英文タイプ, タイプライティング
- 604 秘 書……秘書, 秘書養成, 貿易秘書, 英文秘書, 英語秘書, 経営秘書
- 605 経 営……経営学, 観光経営, 経営, 経営技術, 経営実務
- 606 旅 行……観光, ホテル, フライトアテンダント
- 607 情 報……ITビジネス, 情報ビジネス
- 608 ビジネス……医療事務, 福祉ビジネス
- 690 その他……速記, 珠算, 編集広報

## 700 服飾・家政関係(各種学校は「家政関係」)

- 701 家 政……家政
- 702 家 庭……家庭, 生活技術, 家庭経営, 幼児
- 703 和 洋 裁……和裁, 洋裁, 服飾, 服装, 服装技術, 服飾デザイン, 被服, 和洋裁, ニット洋裁, 着付, デザイナー, デザイン, きもの, カッティング, ファッションデザイン, 服飾芸術, 服飾デザイナー, 洋装, スタイル画, 服装デザイン
- 704 料 理……料理, 調理, 家庭料理
- 705 編物・手芸……編物, 手芸, 機械編, 編物手芸,

- 706 ファッションビジネス……アパレルビジネス, ファッションビジネス
- 790 その他……お花, お茶, 製図, 色彩

## 800 文化・教養関係

- 801 音 楽……音楽, ピアノ, バレエ, 音響芸術
- 802 美 術……造形美術, 美術, 建築, リビングアート, 友禅染色, 手工芸, 造形, 絵画, 版画, 芸能美術, 基礎美術, 映像美術, イラストレーション
- 803 デザイン……デザイン, グラフィックデザイン, インテリアデザイン, 産業デザイン, 環境デザイン, グラフィック油彩画, グラフィックインテリア, 映像デザイン, デザインリビング, 商業デザイン
- 804 茶 華 道……茶道, 華道
- 805 外 国 語……英語, 外国語, 実務英語, 英会話, 英語実務, 英米語, 留学国際英会話
- 806 演 劇 ・ 映 画……演劇, 映画, 放送芸術
- 807 写 真……写真, 写真芸術
- 808 通訳・ガイド……国際ガイド, フライトアテンダント, 通訳, ガイド, 英文秘書, 秘書
- 809 受 験 ・ 補 習……大学受験, 高校受験, 補習(専修学校(一般課程)のみ。各種学校は901又は902とする。)
- 810 動 物……動物看護, トリマー
- 811 法 律 行 政……公務員, 法律行政
- 812 スポーツ……スポーツ, アスレチックトレーナー
- 890 その他……ファッション, 造園, 海外日本語教員, 外国文化, キリスト教, 教養, 文学, ハンディクラフト, 人形, ドレス, 会話, メンズファッション, レタリング, 天文地学, 一般教養, ファッションデザイン, 文科, 理科, 書道, 社会教育, 日本語学校

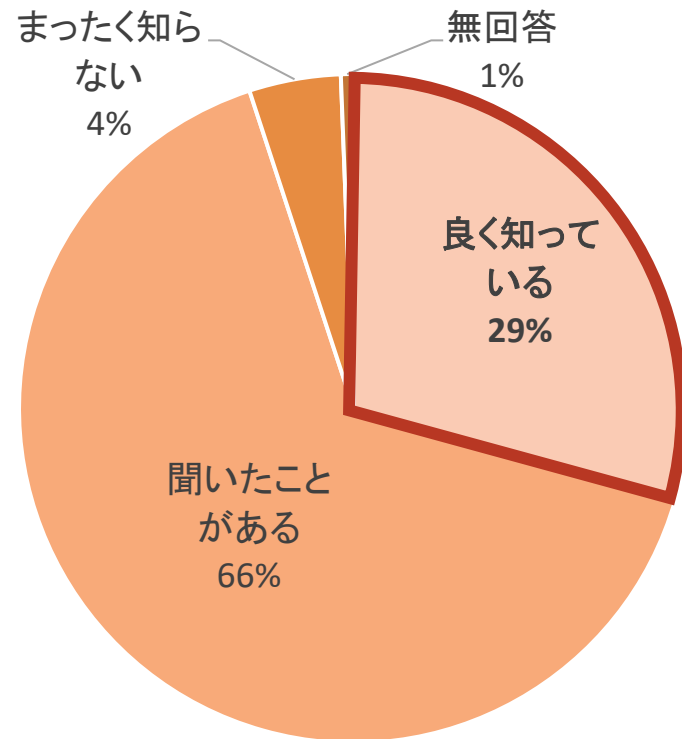
## 900 (各種学校のみにある課程)

- 901 予 備 校……予備校
- 902 学 習 ・ 補 習……学習, 補習, 勉強会, 英数, 進学教育
- 970 自動車操縦……自動車操縦
- 980 外国人学校……外国人学校
- 990 その他……不動産取引, 航海士, 機関士, 海技養成, 飛行機操縦, 海外技術, 海外拓殖, パーティンダー, 喫茶, 易, 奇術

# 高等専修学校の認知度

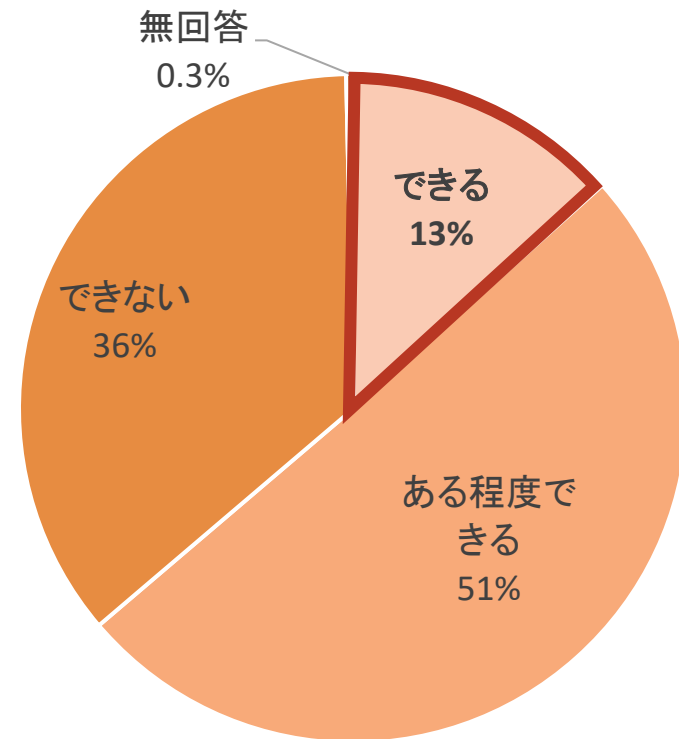
- 高等専修学校について「良く知っている」と回答した教員は29%、説明が「できる」と回答した教員は13%。

(高等専修学校についての認知)



[N=1,151(人)]

(高等専修学校について生徒・保護者に説明できるか)



[N=1,151(人)]

出典：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会「高等専修学校のさらなる振興に向けて」  
※ 東京都の中学校教員に対するアンケート調査

# 令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望部分） （令和5年7月26日全国知事会）抜粋

---

## 【文教関係】

### 1 教育施策の推進について

- (12) 高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会へ輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる「学びのセーフティーネット」として機能してきている。こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講ずること。

# 大学入学者選抜実施要項について

令和6年度大学入学者選抜実施要項において、高等専修学校修了生に係る記載をより明確化しました。

## 令和6年度大学入学者選抜実施要項

(令和5年6月2日付け 5文科高第369号文部科学省高等教育局長通知) (抄)

### 第9 出願資格

大学に入学を出願できる者は、学校教育法第90条並びに**同法施行規則第150条**及び第154条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

令和5年度より追加

#### 学校教育法施行規則

**第150条** 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、二 (略)

三 **専修学校の高等課程** (修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

四～七 (略)

### 第13 その他注意事項

#### 11 その他

(2) 学校推薦型選抜等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設**並びに文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科**の出身者等についても対象とするよう配慮する。

令和6年度より追加

# 令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ & Aについて

令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ & Aにおいて、高等専修学校修了生の出願資格に係る記載を明確化しています。

令和6年度大学入学者選抜実施要項等に関するQ & A（令和5年7月24日）（抄）

## 第9 出願資格

Q8 大学に入学を出願することのできる者の根拠規定として、学校教育法第90条の規定に加え、なぜ下位規則である学校教育法施行規則第150条及び第154条の規定を明記しているのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、Q2の回答のとおり多様であり、理解が不十分なまま、入学志願者の出願が拒否されるようなことがないように、大学に出願できる有資格者の根拠となる規定を補ったものです。出願資格は、入学志願者それぞれの受験機会に大きく関わるものであることから、判断に迷う場合は、大学入試室にご確認ください。

Q9 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、文部科学大臣に指定された専修学校高等課程の修了者（大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者を含む。）です。

参考：文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/1234679.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm)

この他、高等学校等を卒業した者以外の出願資格は以下のURLに掲載されている資格取得者又は取得見込者です。

参考：大学入学資格について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm)<sup>13</sup>



- ▷ 令和5年5月17日（水）  
**全国高等学校長協会**
- ▷ 令和5年5月23日（火）  
**キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡協議会**
- ▷ 令和5年5月25日（木）  
**全日本中学校長会**
- ▷ 令和5年6月4日（日）  
**全国教育管理職員団体協議会**
- ▷ 令和5年7月7日（金）  
**全日本中学校長会地方大会**
- ▷ 令和5年8月3日（木）  
**全国公立小・中学校女性校長会全国研究協議大会**
- ▷ 令和5年9月8日（金）  
**全日中役員OB会**
- ▷ 令和5年12月5日（金）  
**東京都高等学校進路指導協議会**
- ▷ 令和5年12月8日（金）  
**多摩地区高等学校進路指導協議会**